

2026年1月29日

各位

会社名 カルナバイオサイエンス株式会社
代表者名 代表取締役社長 吉野 公一郎
(コード番号: 4572)
問合せ先 取締役経営管理本部長 山本 詠美
(TEL: 078-302-7075)

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の買入消却並びに第三者割当による無担保社債（私募債）、新株予約権（行使価額修正条項付）及び新株式の発行に関するお知らせ

当社は、当社が2025年7月11日開催の取締役会決議に基づき発行したカルナバイオサイエンス株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「第1回新株予約権付社債」といいます。）につきまして、2026年1月29日開催の取締役会において、2025年2月17日付で残存する第1回新株予約権付社債の全てを買入消却することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

また、当社は、同日開催の取締役会において、Cantor Fitzgerald Europeに対して、第2回無担保普通社債（私募債）（以下「本社債」といいます。）及び docirbrutinib (AS-1763) 開発促進新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

また、上記に加え、当社代表取締役である吉野公一郎氏（以下「吉野公一郎氏」といいます。）、Cantor Fitzgerald Europe及び吉野公一郎氏を個別に又は総称して以下「割当予定先」といいます。）を割当予定先とする第三者割当による新株式（以下「本新株式」といいます。）の発行を決議いたしましたので、お知らせいたします（以下、かかる本社債、本新株予約権及び本新株式の発行による資金調達を総称して「本資金調達」といいます。）。なお、本新株式の割当予定先である吉野公一郎氏は、特別の利害関係を有するため、本新株式の発行に係る取締役会決議には参加しておりません。

【第1回新株予約権付社債の買入消却】

当社は、2025年7月11日付「新株予約権付社債発行プログラム設定契約の締結及び第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」に記載のとおり、Cantor Fitzgerald Europeを割当先とする第三者割当により、第1回新株予約権付社債を発行しましたが、今般、買入消却することといたしました。

I. 買入消却を行う理由

当社は、2025年7月28日に第1回新株予約権付社債、2025年9月29日にカルナバイオサイエンス株式会社第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「第2回新株予約権付社債」といいます。）、2025年11月27日にカルナバイオサイエンス株式会社第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「第3回新株予約権付社債」といいます。）をそれぞれCantor Fitzgerald Europeに対して発行いたしましたが、割当後に当社の株価が下落したことにより、いずれの新株予約権付社債も転換が進まない状況が継続しておりました。これらの新株予約権付社債はいずれも転換価額が固定されており、第1回新株予約権付社債が315.9円、第2回新株予約権付社債が198.9円、第3回新株予約権付社債が187.2円となっております。また、潜在株式数については、第1回新株予約権付社債が791,389株、第2回新株予約権付社債が1,256,913株、第3回新株予約権付社債が1,335,470株となっております。潜在希薄化率の観点では、第3回新株予約権付社債を買入消却の対象とすれば最も潜在株数を減少させることができます、一方で、転換価額が最も高い第1回新株予約権付社債については、第2回新株予約権付社債及び第3回新株予約権付

社債と比較して、株価上昇局面における転換・資本化の蓋然性が相対的に低く、当社の今後の成長局面においても負債性が継続する可能性が高いと判断いたしました。当社としては、本資金調達において新規に社債を発行することも考慮し、残存する新株予約権付社債については、十分な転換蓋然性を確保することで今後の当社の財務基盤を安定化させる必要性があることから、当社のキャッシュフローの状況も踏まえた上で、第1回新株予約権付社債のみを買入消却の対象とすることといたしました。

併せて、当社は、第1回新株予約権付社債を買入消却し、資金調達手段を無担保普通社債（本社債）及び行使価額修正条項付の新株予約権（本新株予約権）に分解することで、負債性と株式オプション性を明確に区分し、株価水準に応じた段階的な資本化及び株価上昇時の調達資金総額の最大化を可能とする構成への移行を図ることといたしました。

II. 買入消却の内容

(1) 社債の名称	カルナバイオサイエンス株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
(2) 買入消却実施日	2026年2月17日
(3) 買入消却の対象及び買入価額	2026年2月17日時点で残存する第1回新株予約権付社債の全部（現時点における未償還残高は250,000,000円） 額面100円につき100円
(4) 買入消却資金	本資金調達による調達資金

【本資金調達の概要】

当社は、①docirbrutinib（AS-1763）及びmonzosertib（AS-0141）の臨床開発費用、②開発化合物の創製・研究費用等、③運転資金並びに④本社債の償還及び第1回新株予約権付社債の買入消却を資金使途として、割当予定先であるCantor Fitzgerald Europeとの間で、本社債発行により1,711百万円、及び本新株予約権の発行及び期待される本新株予約権の行使により3,015百万円、並びに割当予定先である吉野公一郎氏との間で本新株式の発行により20百万円の計4,746百万円を調達する予定ですが、本新株予約権の発行及び行使により調達する3,015百万円のうち1,850百万円は、本社債の額面金額による償還の1,850百万円に充当する予定であり、実質総額2,896百万円を目途とする資金調達を行います（但し、かかる調達金額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されることを前提とした金額であり、本新株予約権の行使価額は行使時点における当社普通株式の株価水準に連動して修正されます。）。なお、本新株予約権の発行及び期待される本新株予約権の行使並びに本新株式の発行により調達する想定調達金額から本資金調達にかかる発行諸費用20百万円を差し引いた差引手取概算額は3,015百万円であり、本社債の発行価額の総額1,711百万円と本社債の総額1,850百万円との差額である139百万円、及び第1回新株予約権付社債の買入消却費用250百万円の合計額である389百万円を差し引いた実質的な差引手取概算額は2,626百万円です。

I. 本資金調達の資金使途

本資金調達による差引手取概算額の具体的な使途及び支出予定時期については、下表のとおり計画しております。

また、差引手取概算額のうち、本社債及び本新株式の発行による調達する金額 1,731 百万円については、発行日（2026 年 2 月 17 日）に調達が完了する予定です。当該調達額の資金使途への充当計画については、下表右欄のとおりです。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期	左記具体的な使途のうち、 本社債及び本新株式の発行による 調達額の充当する部分	
			本社債	本新株式
① docirbrutinib (AS-1763) 及び monzosertib (AS-0141) の臨床開発費用	1,335	2026 年 2 月 ～2027 年 4 月 (注) 2	825	10
② 開発化合物の創製・研究費用等 docirbrutinib (AS-1763) 及び monzosertib (AS-0141) の非臨床研究費用を含む	762	2026 年 2 月 ～2027 年 4 月 (注) 2	386	10
③ 運転資金	529	2026 年 2 月 ～2027 年 4 月 (注) 2	250	—
④ 本社債の償還及び第 1 回新株予約権付社債の買入消却	2,100	2026 年 2 月 ～2028 年 2 月 (注) 3	250 第 1 回新株予約権付社債の 買入消却	—
合計	4,726		1,731	

(注) 1. 本資金調達による差引手取概算額の支出時期までの資金管理については、当社の銀行預金等での安定的な金融資産で運用保管する予定であります。

2. 「支出予定時期」は、支出が当該期間内に実施されることを示しております。2026 年 2 月より支出を開始しますが、臨床試験及び治験薬製造の進捗状況等及び本新株予約権の行使の進捗状況により、支出完了の時期は前後いたします。
3. 本社債の総額 1,850 百万円の償還及び第 1 回新株予約権付社債の買入消却について、本資金調達による差引手取概算額の一部を充当する予定です。支出予定時期には、本社債の発行日から償還期日までの期間を記載しております。
4. 手取金額が減少した場合、資金使途に対する不足額については、手許資金及び創薬支援事業により稼得した営業キャッシュ・フローを充当するとともに、導出済パイプラインのマイルストーン収入及び新たなライセンス契約締結による導出一時金を獲得した際には充当いたします。その上で、必要に応じて、新たな資金調達を検討いたします。なお、本新株予約権の行使により調達する資金は、本社債が全て償還されるまでは、本社債の償還に優先的に充当される予定です。
5. 上記資金使途は、本社債の発行、本新株予約権の発行及び期待される本新株予約権の行使、並びに本新株式の発行による想定調達総額である 4,746 百万円を前提に、発行諸費用の概算額 20 百万円を加味した差引手取概算額である 4,726 百万円の使途を記載したものです。

① docirbrutinib (AS-1763) 及び monzosertib (AS-0141) の臨床開発費用

具体的な使途の内訳は下表のとおりです。各パイプラインの進捗状況及び活動計画については、下記「III. 本新株予約権及び本新株式の発行 2. 募集の目的及び理由 (1) 募集の目的 ②臨床開発段階のパイプラインの概要、進捗状況及び活動計画」をご参照ください。

具体的な使途の内訳	
docirbrutinib (AS-1763)	・フェーズ 1 b 試験（患者対象、米国）の試験実施費用 ・治験薬の製造等に係る関連費用
monzosertib (AS-0141)	・フェーズ 1 試験（患者対象、日本）及びフェーズ 1 b 試験（患者対象、米国）の試験実施費用 ・治験薬の製造等に係る関連費用
臨床開発部門費用	・臨床開発部門の人事費等

② 開発化合物の創製・研究費用等

継続的なパイプライン創出に向けた開発化合物の創製費用及び docirbrutinib (AS-1763) 並びに monzosertib (AS-0141) の臨床開発をサポートするための非臨床研究の実施費用に充当いたします。具体的には、社内で実施する化学合成、薬理研究、薬物動態試験等に係る人件費、細胞株等の生物材料・試薬・消耗品の購入費用等に加え、新規誘導体の合成委託費、前臨床試験費用等に支出する予定です。

また、当社は大学、研究機関等のアカデミアとの共同研究を通じて、新規治療標的の探索や新たな評価系の構築等を進めており、その共同研究費用のための支出にも充当する予定です。

さらに、治験薬の維持管理を主な内容とする sofnobrutinib (AS-0871) に関する費用にも充当する予定です。

③ 運転資金

当社は、docirbrutinib (AS-1763) 及び monzosertib (AS-0141) の臨床試験を実施しており、臨床試験関連費用を中心に多額の先行投資を必要としていることから、大型のライセンス契約の締結等による多額の導出一時金等を獲得するまで、営業損失の計上が継続する見込みです。その結果、運転資金が不足する可能性がありますが、臨床開発を着実に推進するためには、全社的な体制を安定的に維持することが不可欠です。このため、今回調達する資金の一部を、上場維持費用、知的財産管理費用、情報システム構築・維持管理費用、間接部門人件費等を含む全社及び創薬事業に係る一般管理費用に充当いたします。

(注) 本資金調達では、本社債の発行により 1,711 百万円、本新株予約権の発行及び行使により 3,015 百万円、本新株式の発行により 20 百万円の計 4,746 百万円を調達する予定ですが、本新株予約権の発行及び行使により調達する 3,015 百万円のうち 1,850 百万円は、本社債の額面金額による償還の 1,850 百万円に充当する予定であり、当社が本資金調達により実質的に取得する資金の額（実質総額）は 2,896 百万円を想定しております（上記と同様、かかる調達金額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されることを前提とした金額です。）。上記①から③に記載の資金使途は、実質想定調達総額である 2,896 百万円を前提に、第 1 回新株予約権付社債の買入消却費用 250 百万円、及び発行諸費用の概算額 20 百万円を加味した差引手取概算額である 2,626 百万円の使途を記載したものです。

II. 本社債の発行

1. 本社債発行の概要

当社は、割当予定先に対し、額面総額 1,850 百万円の無担保普通社債（本社債）を払込金額総額 1,711 百万円で発行いたします。本社債の発行は本新株予約権の発行と同時に行われるもので本新株予約権の発行との組み合わせで機能する設計となっており、本社債の償還には、原則として割当予定先による本新株予約権の行使代金が充当され、割当予定先は、本新株予約権の行使代金の累計額が各本社債の額面金額（4,625 万円）の整数倍に達する毎に繰上償還請求を行い、当社はそれに応じて償還を

行う予定です。

本社債の概要は、以下のとおりです。

(1) 名 称	カルナバイオサイエンス株式会社第2回無担保普通社債
(2) 社 債 の 総 額	金 1,850,000,000 円
(3) 各 社 債 の 金 額	金 46,250,000 円
(4) 払 込 期 日	2026年2月17日
(5) 償 還 期 日	2028年2月17日
(6) 利 率	年率0%
(7) 発 行 債 額	額面100円につき金92.5円
(8) 償 還 債 額	額面100円につき金100円
(9) 償 還 方 法	<p>満期一括償還の他、以下の繰上償還条項が規定されています。</p> <p>(1) 組織再編行為による繰上償還</p> <p>組織再編行為（以下に定義します。）が当社の株主総会で承認された場合、又は株主総会の承認が不要な場合で当社の取締役会で決議された場合、当社は本社債の保有者（以下「本社債権者」といいます。）に対して償還日（当該組織再編行為の効力発生日前の日とします。）の30日前までに通知の上、残存する本社債の全部（一部は不可）を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還するものとします。</p> <p>「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいいます。</p> <p>「子会社」とは、当該時点において、発行体の議決権（疑義を避けるため、無限責任組合員の持分を含みます。）の50%以上、又は、発行済の持分の50%以上を発行体が直接又は間接的に保有する他の個人、パートナーシップ、法人、有限責任会社、団体、信託、非法人組織、事業体をいいます。</p> <p>(2) 公開買付けによる上場廃止に伴う繰上償還</p> <p>当社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除きます。）、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、実務上可能な限り速やかに本社債権者に通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、公開買付者の当社普通株式取得による当社普通株式の東証からの上場廃止の日以前のいずれかの日とします。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還するものとします。</p> <p>(3) スクイーズアウト事由による繰上償還</p>

	<p>当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主（会社法第179条第1項に定義されます。）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイーズアウト事由」といいます。）、当社は、本社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに社債権者に通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得日又は効力発生日より前の日のいずれかの日とします。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還するものとします。</p> <p>(4) 上場廃止事由等又は監理銘柄指定による繰上償還</p> <p>本社債権者は、当社普通株式について、上場廃止事由等（以下に定義します。）が生じた場合又は東証による監理銘柄への指定がなされた場合は、その選択により、当社に対して、償還すべき日の5日以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有します。</p> <p>「上場廃止事由等」とは以下の事由をいいます。</p> <p>当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいいます。）又は子会社に、東証有価証券上場規程第601条第1項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社がその事業年度の末日現在における連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して6ヶ月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合</p> <p>(5) 当社の選択による繰上償還</p> <p>当社は、その選択により、本社債権者に対して、償還すべき日（償還期限より前の日とします。）の1ヶ月以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することができます。</p> <p>(6) 社債権者による繰上償還</p> <p>本社債権者は、その選択により、当社に対して、償還すべき日（償還期限より前の日とします。）の3営業日（東京における銀行の営業日（土曜日、日曜日、東京における法定の休日若しくは東京の銀行が法令若しくは行政規則により休業することが義務づけられ、又は許可されている日を除きます。））前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有します。但し、本社債権者は、本新株予約権の行使によって当社に払い込まれた金額の累計額が4,625万円の整数倍に達する毎に本(6)に基づく繰上償還を請求できるものとし、それ以外の場合に本(6)に基づく繰上償還を請求することはできません。</p>
(10) 総額引受人	Cantor Fitzgerald Europe

III. 本新株予約権及び本新株式の発行

1. 募集の概要

(1) 本新株予約権の発行

(1) 割 当 日	2026年2月17日
(2) 新株予約権の総数	76,983個（新株予約権1個につき100株）
(3) 発 行 価 額	総額15,011,685円（新株予約権1個につき195円）
(4) 当該発行による潜在株式数	7,698,300株（本新株予約権1個につき100株） 本新株予約権の上限行使価額はありません。 下限行使価額は216.5円であり、下限行使価額においても潜在株式数は変動しません。
(5) 調達資金の額	総額3,015,039,195円（差引手取概算額2,995,039,195円）（注）
(6) 行使価額	当初行使価額は389.7円とします。 2026年2月19日（同日を含む。）以後、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日（以下「修正日」といいます。）の属する週の前週の最終取引日（以下「修正基準日」といいます。）の東証における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正基準日価額」といいます。）が、当該修正基準日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正基準日価額に修正されます（修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」といいます。）。 但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が下限行使価額である216.5円を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。 なお、2026年2月18日に本新株予約権の行使請求の通知が行われた場合は、行使価額は当初行使価額である389.7円とします。 なお、行使価額の修正日を行使期間開始日の翌日といたしましたのは、割当予定先の手続き上の理由によります。
(7) 募集又は割当て方法 (割当予定先)	Cantor Fitzgerald Europeに対して第三者割当の方法によって割り当てます。
(8) 本新株予約権の行使期間	2026年2月18日から2028年2月17日までの期間
(9) 譲渡制限及び行使数量制限の内容	当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る第三者割当契約証書（以下「本新株予約権買取契約」といいます。）を締結する予定です。 当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、本新株予約権買取契約において、本新株予約権につき、以下の行使数量制限が定められる予定です。 当社は所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が、2026年2月17日における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合における当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使（以下「制限超過行使」といいます。）を割当予定先に行わせません。

	<p>割当予定先は、下記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使を行うことができません。</p> <p>① 当社の普通株式が上場廃止となる合併、株式交換及び株式移転等（以下「合併等」という。）が行われることが公表された時から、当該合併等がなされた時又は当該合併等がなされないことが公表された時までの間</p> <p>② 当社に対して公開買付けの公告がなされた時から、当該公開買付けが終了した時又は中止されることが公表された時までの間</p> <p>③ 当社の普通株式が、上場されている金融商品取引所において監理銘柄又は整理銘柄に指定された時から当該指定が解除されるまでの間</p> <p>④ 本新株予約権の行使価額が、発行決議が行われた日の東証における発行会社普通株式の普通取引の終値以上である場合（なお、株式分割等が行われた場合、買取会社は、発行会社と協議の上で本項の基準となる東証終値を公正かつ合理的に調整するものとする。）</p> <p>⑤ 本新株予約権の行使期間の最終2ヶ月間</p> <p>また、割当予定先は、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ、当該行使が制限超過行使に該当しないかについて当社に確認を行います。</p> <p>なお、本新株予約権買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められる予定であり、割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、①当社との間で制限超過行使に係る内容を約束させ、また、②譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合に当該第三者をして当社との間で同様の内容を合意させることを約束させるものとします。</p>
(10) その他の	<p>当社は、本新株予約権買取契約において、以下の内容等について合意する予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社による本新株予約権の行使の停止 ・ 当社による本新株予約権の買戻し ・ 当社によるファイナンスに係る割当予定先の事前同意 <p>当社は、本社債が全て償還される日までの間、（割当予定先又は割当予定先の関連会社を相手方とする場合を除き）株式（優先株、普通株、その他の種類を問いません。）、株式に転換可能な金融商品（転換社債、新株予約権、ワントップを含むがこれらに限定されません。）、匿名組合持分、持分会社持分、組合持分、又はその他の関連形態の持分や資本を含むがこれらに限定されない、あらゆる形態の株式（又は株式類似の）商品及び株式に転換可能な証券の募集、売出し、第三者割当又は発行（M&A、役職員向け株式報酬又はストックオプションの発行は除外する。）について、割当予定先の事前の書面による同意を得ることなく実施又は実施することについて公表しないことを誓約する予定です。</p>

（注）調達資金の額は、本新株予約権の発行価額の総額と、当初行使価額に基づき全ての本新株予約権が行使されたと仮定して算出された行使価額の合計額です。本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

(2) 本新株式の発行

(1) 払込期日	2026年2月17日
(2) 発行新株式数	46,200株
(3) 発行価額	1株につき金433円
(4) 調達資金の額	20,004,600円
(5) 募集又は割当て方法 (割当予定先)	吉野公一郎氏に対して第三者割当の方法によって割り当てます。
(6) その他の	上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

2. 募集の目的及び理由

(1) 募集の目的

当社は、自社において臨床試験を実施中のパイプライン、BTK阻害剤 docirbrutinib (AS-1763) 及び CDC7阻害剤 monzosertib (AS-0141) の臨床開発費用、開発化合物の創製・研究費用等、運転資金並びに本社債の償還及び第1回新株予約権付社債の買入消却への充当を目的として、本資金調達を実施いたします。その経緯は以下のとおりです。

① 当社ビジネスモデル及び保有するパイプラインの概況

当社は、創薬事業においてはアンメット・メディカル・ニーズの高い未だ有効な治療方法が確立されていない疾患を中心に、画期的な新薬の開発を目指して研究開発に取り組み、創薬支援事業においては新たなキナーゼ阻害薬創製のための製品・サービスを製薬企業等へ提供し、定常的に収入を獲得しています。

当社の創薬研究は、がん及び免疫・炎症疾患を重点領域としており、有望テーマへ研究リソースを重点的に投入し、当社が培ってきたキナーゼに関する創薬基盤技術などをを利用して、低分子化合物にフォーカスし、新規性の高い画期的な医薬品候補化合物の創出を目指しています。当社の研究部門が創製した医薬品候補化合物の知的財産権に基づく開発・商業化の権利を製薬会社等に導出（ライセンスアウト）し、その対価として契約一時金、一定の開発段階を達成した際のマイルストーン・ペイメント収入、新薬の上市後の売上高に応じたロイヤリティ収入を獲得するビジネスモデルとなっています。このビジネスモデルでは、収入に先行して多額の研究開発費が発生するため、導出を実現し、マイルストーン・ペイメント収入、ロイヤリティ収入により研究開発費用への継続的な充当が可能となるまで、適宜、資金を調達する必要があります。

現在、当社は、下表のとおり、臨床開発段階にある3つのパイプラインを保有しており、このうち、BTK阻害剤 docirbrutinib (AS-1763) 及び CDC7阻害剤 monzosertib (AS-0141)について、自社による臨床試験を実施中です。

<臨床開発段階のパイプライン>

化合物	標的 対象疾患	概況
docirbrutinib (AS-1763)	BTK 血液がん	<p>フェーズ1b試験（患者対象、米国）を実施中 <u>多施設共同試験</u> <u>主導：テキサス大学MDアンダーソンがんセンター</u> <u>白血病科 教授 Nitin Jain 医師</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 用量拡大パート 前倒しで投与開始（2024年10月）、実施中 用量漸増パート 患者登録を完了（2024年12月） アメリカ血液学会（ASH2025）において有望な途中結果及び新たな非臨床研究の結果を発表（2025年12月）
sofnobrutinib (AS-0871)	BTK 免疫・炎症 疾患	<ul style="list-style-type: none"> フェーズ1試験（健康成人対象、オランダ）を完了（2023年11月） 安全性、忍容性、並びに良好な薬物動態プロファイルと薬力学作用を確認 他のBTK阻害薬との差別化に重要な非臨床試験（胚・胎児発生毒性試験）を実施、良好な結果を入手（2024年下期） パートナリング活動を実施中
monzosertib (AS-0141)	CDC7/ASK 固形がん 血液がん	<p>フェーズ1試験（患者対象、日本）を実施中 <u>治験実施施設：</u> <u>国立がん研究センター中央病院及び東病院</u> <u>がん研有明病院（固形がん・用量拡大パートから参加）</u> （固形がん）</p> <p>用量漸増パート： 完了（2025年4月）</p> <p>用量拡大パート： 最後の患者の治験が終了（2025年10月） データ解析中 （血液がん・単剤試験）</p> <p>用量漸増パート： 最後の患者の治験が終了（2025年12月） データ解析中</p> <p>フェーズ1b試験（患者対象、米国）を準備中 （血液がん・3剤併用試験）</p> <p>米国テキサス大学MDアンダーソンがんセンターと締結した覚書に従い、医師主導治験の開始に向けて準備中 <u>主導：テキサス大学MDアンダーソンがんセンター</u> <u>白血病科 Abhishek Maiti 医師</u></p>

さらに、当社は、米国ギリアド・サイエンシズ社（以下「ギリアド社」といいます。）に、当社が創出した新規脂質キナーゼ DGK α 阻害剤のプログラムを導出しております。また、住友ファーマ株式会社とは、精神神経疾患を標的とした創薬プログラムの共同研究を行っています。

＜導出済みパイプライン＞

	対象疾患	進捗状況	契約一時金	マイルストーン総額	ロイヤリティ	契約地域	契約時期	受領済マイルストーン
DGK α 阻害剤 ギリアド・ サイエンシズ 社へ導出	がん免疫	※	20M \$ (約 21 億円)	450M \$ (約 675 億円)	上市後の売上高に応じた一定の料率	全世界	2019年6月	マイルストーン 2回達成 計 15M \$ (約 18 億円)
住友ファーマ 株式会社 との共同研究	精神神経疾患	開発候補化合物 を選定中	80 百万円 契約一時金 + 研究マイルストーン	約 106 億円	上市後の売上高に応じた一定の料率	全世界	2018年3月	

(注) 受領済みの契約一時金及びマイルストーンは受領時の為替レート、マイルストーン総額は 1 米国ドル=150 円で換算。

※ギリアド社へ導出している DGK α 阻害剤の創薬プログラムに関して

当社は、2019 年 6 月、ギリアド社と、当社が創製した DGK α 阻害剤の創薬プログラム（以下「本創薬プログラム」といいます。）に関する、開発・商業化にかかる全世界における独占的な権利を供与するライセンス契約（以下「本ライセンス契約」といいます。）を締結しております。本ライセンス契約の対象には、開発化合物 GS-9911 を含む、本創薬プログラムから創出される全ての化合物が含まれます。

本ライセンス契約に基づき、ギリアド社は本創薬プログラムから GS-9911 を見出し、2023 年 12 月に固形がん患者を対象としたフェーズ 1 試験を開始しましたが、2025 年 8 月に、ギリアド社におけるポートフォリオの優先付けに基づく決定により、当該フェーズ 1 試験への新規患者登録が中止されました。

一方で、本ライセンス契約は、引き続き有効に存続しており、本プロジェクトチームが同プログラムの研究開発を引き続き主導しているとの連絡を受けております。

当社といたしましては、本創薬プログラムの今後の方針に関して、開示すべき新たな情報が判明した際には、速やかにお知らせいたします。

② 臨床開発段階のパイプラインの概要、進捗状況及び活動計画

臨床開発段階にある 3 つのパイプラインの概要、開発の進捗状況及び今後の活動計画は以下のとおりです。

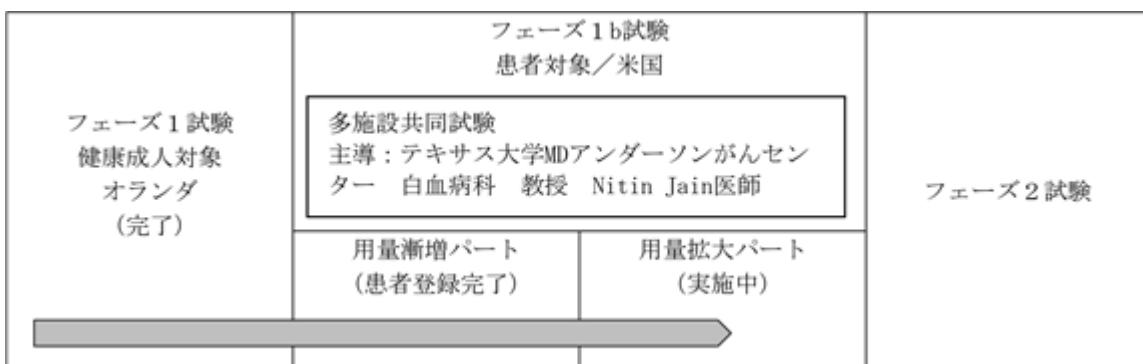
BTK阻害剤 docirbrutinib (AS-1763、対象疾患：慢性リンパ性白血病 (CLL) などの血液がん)

docirbrutinib (AS-1763) は、慢性リンパ性白血病 (CLL) を含む成熟B細胞腫瘍（血液がんの一種）の治療を目的として開発中の経口投与可能なBTK阻害剤です。

現在までの臨床試験の途中結果及び非臨床試験の結果は、docirbrutinib (AS-1763) の高い安全性と幅広い薬剤耐性変異型BTKに対する効果を示唆しており、既存のBTK阻害薬に対して不耐（副作用により投与継続が困難な状態）の患者及び薬剤耐性の発生により既存のBTK阻害薬が効かなくなった患者の新たな治療の選択肢となることが期待されます。また、既存のBTK阻害薬市場は2024年時点で約120億ドル*（約1.8兆円、為替レート150円換算）に達しており、非常に大きな市場を形成していることから、docirbrutinib (AS-1763) は、3 次治療での早期承認で、ロックバスター（年間売上1,000億円以上の医薬品）となるポテンシャルを十分に有していると考えており、さらに 2 次治療、1 次治療での承認の可能性も有していると考えております。着実に臨床試験を進めることによりパイプラインの価値を高め、大型のライセンス契約に繋げてまいりたいと考えております。

*Source: Clarivate

<docirbrutinib (AS-1763) 臨床試験の流れ>



docirbrutinib (AS-1763) の臨床試験は、ヒトでの安全性、薬物動態等の検討を早期に行うため、まず健康成人を対象としたフェーズ1試験をオランダにおいて実施しました。その後、フェーズ1試験の結果を基にして、米国において患者を対象としたフェーズ1b試験を計画し、2023年8月に投与を開始、現在実施中です。本剤については、現時点では、ライセンス契約締結後にパートナー（ライセンス先）によるフェーズ2試験の実施を想定しており、2026年中の契約締結を目指しています。

<フェーズ1b試験の状況>

本剤のフェーズ1b試験は、2ライン以上の全身治療歴を有する慢性リンパ性白血病 (CLL)・小リンパ球性リンパ腫 (SLL) 及びB細胞性非ホジキンリンパ腫 (B-cell NHL) の患者を対象としており、用量漸増パートと用量拡大パートから構成されています。用量漸増パートについては、2023年8月に投与を開始し、2024年12月に全ての患者登録を完了しました。

用量拡大パートは、当初、用量漸増パートで計画していた最大用量 (600mg BID*) の評価を行い、最大耐用量を確定した後に開始する予定でしたが、用量漸増パートの途中経過において、docirbrutinib (AS-1763) の高い安全性と忍容性、並びに治療効果の期待できる十分な血中薬物濃度と高い全奏効率を確認することができたことから、治験責任医師の合意のもと、6用量目 (600mg BID*) の開始を待たずに、用量拡大パートへ移行することを決定し、2024年10月に投与を開始しました。用量拡大パートは、CLL・SLL患者を対象としたコホート1、B-cell NHL患者を対象としたコホート2、及びpirtobrutinib投与歴のある患者を対象としたコホート3の3つのコホートで構成されており、用量漸増パートの結果に基づき、コホート1及びコホート2については3用量 (300、400、500mg BID*)、コホート3については2用量 (400、500mg BID*) を選択しています。現在、各コホートについて、患者の組み入れが進んでおり、コホート1及びコホート2について最初の用量 (低用量 300mg BID*) への患者エントリーが完了し、次用量 (中用量 400mg BID*) へ移行しています。

また、治験実施施設は現時点で13施設に拡大しており、患者エントリーの加速が期待されます。

*BID : 1日2回

<学会発表 : ASH2025>

2025年12月開催の第67回アメリカ血液学会年次総会(American Society of Hematology Annual Meeting & Exposition)において、フェーズ1b試験の途中結果並びに新たな非臨床研究に関する発表が行われました。

治験データに関する発表は、治験主導医師であるテキサス大学MDアンダーソンがんセンター白血病科教授Nitin Jain医師により行われ、docirbrutinib (AS-1763) が、良好な安全性の結果とともに、複数の前治療歴を有する慢性リンパ性白血病 (CLL)、マントル細胞リンパ腫 (MCL) 及びワルデンシュトーレム・マクログロブリン血症 (WM) 患者において有望かつ持続的な奏功を示したことが報告されました。

非臨床研究に関する発表では、MDアンダーソンがんセンター・トランスレーショナル・モレキュラー・パゾロジー科教授のVarsha Gandhi 博士との共同研究成果として、docirbrutinib (AS-1763) が、薬剤耐性変異型BTKを導入したがん細胞株に対して細胞レベルで有効であること、ベネトクラクスと併用することで、薬剤耐性変異型BTKを導入したがん細胞株や患者由来のCLL細胞に対してより効果的に細胞死が誘導されることなどを報告いたしました。

BTK阻害剤 sofnobrutinib (AS-0871、対象疾患：免疫・炎症疾患)

sofnobrutinib (AS-0871) は、BTKキナーゼを阻害してB細胞、マクロファージ、マスト細胞などの免疫細胞の活性化を抑制することにより、免疫・炎症疾患の治療を目指す経口剤として開発を進めています。

本剤については、オランダにおいて、健康成人を対象としたフェーズ1試験を実施しました。本フェーズ1試験は、2021年中に完了したSAD試験及び2021年12月から開始した反復投与用量漸増（MAD）試験の2つの試験として実施し、2023年11月にMAD試験の臨床試験報告書が最終化されました。フェーズ1試験の結果から、sofnobrutinib (AS-0871) の安全性、忍容性、並びに良好な薬物動態プロファイルと薬力学作用が確認され、フェーズ2への移行が支持されました。

さらに、sofnobrutinib (AS-0871) の重要な標的疾患の一つとして、慢性突発性蕁麻疹（CSU）を想定しております。CSUは全世界の約1%が罹患していると考えられており、その市場規模は2023年で約22億ドル（約3,300億円、為替レート150円換算）とされています。さらに2032年には約54億ドル（約8,100億円、為替レート150円換算）に達すると予想されています*。既存のBTK阻害剤の多くは、催奇形性が認められるため妊娠可能な女性への使用が制限されていますが、sofnobrutinib (AS-0871) は、胚・胎児発生毒性試験において、催奇形性が認められなかったことから、皮膚疾患治療薬として多くの患者の治療の選択肢となることが期待されます。

sofnobrutinib (AS-0871) については、フェーズ2試験以降の開発をライセンス契約の締結若しくは共同開発先との提携により実施することを目指しており、フェーズ1試験及び追加した非臨床試験の結果を受けて、製薬企業等とのパートナリング活動を実施中です。

* <https://www.credenceresearch.com/report/chronic-spontaneous-urticaria-market>

CDC7阻害剤 monzosertib (AS-0141、対象疾患：固形がん・急性骨髓性白血病（AML）などの血液がん）

monzosertib (AS-0141) は、CDC7キナーゼを阻害して細胞の増殖を抑制し悪性腫瘍の治療を目指す経口剤として開発を進めています。現在、固形がん、並びに急性骨髓性白血病（acute myeloid leukemia, AML）などの血液がんを対象としたフェーズ1試験を実施中です。

がん領域の本剤については、最大でフェーズ2試験まで実施して有効性を確認したのちに導出する方針ですが、並行して、製薬企業等とのパートナリング活動も積極的に行う方針です。

また、本剤に関して想定される市場規模については、血液がんに関して、急性骨髓性白血病（AML）治療薬の市場規模が2023年には約38億ドル（約5,700億円、為替レート150円換算）と見込まれており、今後も継続的な拡大が予測されています*。固形がんに関しては、現在、フェーズ1試験のデータを詳細に解析している段階であり、今後、開発方針が決まれば、monzosertib (AS-0141) の市場規模についてお知らせいたします。

* <https://www.bccresearch.com/market-research/pharmaceuticals/acute-myeloid-leukemia-market.html>

<monzosertib (AS-0141) 臨床試験の全体像>

	フェーズ1試験 患者対象、日本		フェーズ1b試験 患者対象、米国	フェーズ2 試験
治験実施施設	国立がん研究センター中央病院及び東病院 がん研有明病院（固形がん・用量拡大パートから参加）		テキサス大学 MDアンダーソンがんセンター	
	用量漸増パート	用量拡大パート		
固形がん	完了	最後の患者の治験が終了 データ解析中		
血液がん	(単剤試験) 最後の患者の治験が終了 データ解析中		(3剤併用試験) 医師主導治験を計画中	

<フェーズ1試験>

(固形がん)

本剤については、日本国内において、切除不能進行・再発又は遠隔転移を伴う固形がん患者を対象としたフェーズ1試験を、2021年6月に開始しました。本試験は用量漸増パート及び用量拡大パートの2段階で構成されています。用量漸増パートは、当初、1日2回、5日間連日経口投与、2日間休薬する投与スケジュールで実施し、80mg BID*までの用量において、安全性、忍容性が確認されました。その後、薬効を最大化するために、投与スケジュールを、2日間の休薬をしない連日投与に変更し、引き続き用量漸増パートを実施しました。2025年1月に、最大耐用量及び用量拡大パートで使用する用量を決定し、2025年4月に用量漸増パートの投与を完了しました。用量拡大パートについては、2025年2月に投与を開始し、2025年中に計画していた患者数の登録を完了し、最後の患者が治験を終了しました。現在、本パートで得られたデータの解析を進めております。

* BID : 1日2回

(血液がん)

成功確度を高めるため、非臨床試験の結果から有効性が期待される血液がん患者の登録も可能となるようにプロトコールを変更し、2024年8月にこれらの患者を対象とした用量漸増パートを開始しました。本パートでは、低用量群から固形がんで決定された用量拡大パートの用量群まで患者をエントリーし、高い安全性と忍容性を確認し、現在までに最後の患者が治験を終了しました。今後、本パートで得られたデータの解析を進めてまいります。

<非臨床研究>

また、非臨床研究において、monzosertib (AS-0141) と急性骨髓性白血病 (AML) 治療薬であるDNAメチル基転移酵素 (DNMT) 阻害薬及びB細胞リンパ腫因子-2 (BCL-2) 阻害薬との3剤併用により優れた抗腫瘍効果が得られることが確認されました。この成果は、2025年4月に開催されたアメリカ癌学会年次総会 (American Association for Cancer Research Annual Meeting) において発表されています。

<フェーズ1b試験（医師主導治験）>

フェーズ1試験及び非臨床試験の知見を踏まえ、日本国内で実施している血液がんを対象としたフェーズ1試験（単剤）においては、用量拡大パートへの移行は行わず、急性骨髓性白血病 (AML) の治療薬としてより効果が期待される3剤併用のフェーズ1b試験（医師主導治験）を計画しています。本フェーズ1b試験は、米国テキサス大学MD

アンダーソンがんセンター、白血病科のDr. Abhishek Maitiを責任医師とする医師主導治験（IIT）として実施することを目指しております、現在、Clinical Trial Agreement（CTA）の締結並びに試験開始に向けた準備を進めています。

③ 創薬事業の研究開発費及び運転資金の見通し

当社は、2025年の研究開発費を2,059百万円、そのうち創薬事業に係る研究開発費を1,945百万円と当初計画しておりましたが、臨床開発関連費用における治験費用の翌期への繰り越し、外注の効率化による費用削減等により、実績はそれぞれ1,851百万円、1,766百万円となる見込みです。

2026年の研究開発費については、1,950百万円と計画しており、そのうち、創薬事業における研究開発費を1,870百万円と計画しております。その内容は、docirbrutinib（AS-1763）及びmonzosertib（AS-0141）の臨床開発費用1,261百万円及び開発化合物の創製・研究費用等609百万円です。また、運転資金（全社に係る一般管理費用）は、414百万円と計画しております。計画値の内訳は、下表のとおりです。

また、2027年の臨床開発費用については、docirbrutinib（AS-1763）のフェーズ1b試験において新規患者のエントリーを2026年中に完了することを計画しているため、現時点において、大幅な減額を見込んでおります。開発化合物の創製・研究費用等及び運転資金については2026年と同程度を見込んでいます。

なお、投資額は、被験者の組み入れ速度、治験薬の製造進捗状況等に依存し、変動する可能性があります。また、進捗状況によって、一部の費用の発生が翌年度にずれる可能性があります。

さらに、docirbrutinib（AS-1763）の臨床試験は米国のCRO（医薬品開発業務受託機関）に委託しており、monzosertib（AS-0141）については、米国において医師主導治験（フェーズ1b試験）を実施する計画です。治験薬の製造は、docirbrutinib（AS-1763）、monzosertib（AS-0141）とともに、一部を除き海外のCMO（医薬品製造業務受託機関）に委託しております。よって、当該研究開発費には、ドル建ての費用が相当程度含まれております。今後、為替レートが大きく変動した場合、研究開発費の金額に影響する可能性があります。

<創薬事業研究開発費及び運転資金（全社に係る一般管理費用）の2026年計画>

	2026年計画	主な内訳
docirbrutinib (AS-1763) 及び monzosertib (AS-0141) の臨床開発費用	1,261 百万円	<ul style="list-style-type: none">• docirbrutinib（AS-1763） フェーズ1b試験の試験実施費用 治験薬の製造等に係る関連費用• monzosertib（AS-0141） フェーズ1試験及びフェーズ1b試験の試験実施費用 治験薬の製造等にかかる関連費用• 臨床開発部門費用
開発化合物の 創製・研究費用等	609 百万円	<ul style="list-style-type: none">• 開発化合物の創製費用• docirbrutinib（AS-1763）及び monzosertib（AS-0141）の臨床開発をサポートするための非臨床研究の実施費用• アカデミアとの共同研究費用• sofnobrutinib（AS-0871）に関する治験薬の維持管理費用
創薬事業 研究開発費 合計	1,870 百万円	
運転資金	414 百万円	<p>(全社にかかる一般管理費用)</p> <ul style="list-style-type: none">• 上場維持費用• 知的財産管理費用• 情報システム構築・維持管理費用• その他間接部門に係る必要費用等

④ 2025年7月11日締結の新株予約権付社債発行プログラムによる資金調達及び資金充当状況

当社は、2025年7月11日付で、Cantor Fitzgerald Europe と新株予約権付社債発行プログラム設定契約を締結し、当該契約に基づき、創薬事業における臨床開発段階にあるパイプラインの開発費用に資金を充当することを目的として、下表のとおり新株予約権付社債を発行しました。また、当該資金の充当状況についても、下表のとおり記載しております。

名称 発行日	調達した資金の額 (差引手取概算額)	資金使途 現時点における充当状況
第1回新株予約権付社債 2025年7月28日発行	210百万円	計画どおり、臨床開発段階にあるパイプラインの開発費用に、調達した資金の全額（210百万円）を充当しました。
第2回新株予約権付社債 2025年9月29日発行	210百万円	計画どおり、臨床開発段階にあるパイプラインの開発費用に、調達した資金の全額（210百万円）を充当しました。
第3回新株予約権付社債 2025年11月27日発行	210百万円	計画どおり、臨床開発段階にあるパイプラインの開発費用に106百万円を充当しました。未充当額104百万円につきましても、2026年2月までに、計画通り同費用へ全額を充当の予定です。

⑤ 今後の資金の見通し及び資金調達の目的

docirbrutinib (AS-1763) 及び monzosertib (AS-0141) の臨床試験費用を含む創薬事業の研究開発費は、上記「③創薬事業の研究開発費及び運転資金の見通し」に記載のとおり、2026年通期で1,870百万円を計画しております。一方、2025年12月末において保有する現金及び預金は516百万円であり、今後臨床試験を継続していく上で不十分な状況です。このため、当該時点において継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと判断しております。

また、2024年及び2025年においては、臨床開発費用に必要な資金を隨時調達するという方針に基づき、第三者割当増資及び新株予約権付社債の割当により、小規模な資金調達を複数回実施いたしました。一方で、docirbrutinib (AS-1763) の臨床試験関連費用を中心に多額の投資が継続しており、2026年においても引き続き docirbrutinib (AS-1763) 及び monzosertib (AS-0141) の開発費用を中心とした創薬研究開発に継続的かつ安定した投資が必要であることから、財務基盤の強化を図る必要があるとの判断にいたり、今般、大規模な資金調達を実施することといたしました。

当社は、事業価値を高めるために、docirbrutinib (AS-1763) 及び monzosertib (AS-0141) の臨床試験を着実に進めていくことが最も重要であると認識しております。なかでも、「②臨床開発段階のパイプラインの概要、進捗状況及び活動計画」に記載のとおり、ブロックバスターのポテンシャルを有する docirbrutinib (AS-1763) については、臨床試験を着実に進め、大型のライセンス契約の締結を目指してまいります。

以上のことから、臨床開発を滞りなく速やかに進めるため、本資金調達を実施いたします。

本調達資金は、上記「③創薬事業の研究開発費及び運転資金の見通し」に示しました創薬事業における研究開発費及び運転資金に充当いたします。具体的には、docirbrutinib (AS-1763) 及び monzosertib (AS-0141) の臨床開発費用、開発化合物の創製・研究費用等及び運転資金（全社に係る一般管理費用）に充当いたします。

また、新株予約権による調達が想定を下回った場合、創薬事業の研究開発費及び運転資金の計画及び見通しに対する不足額については、手許資金及び創薬支援事業により稼得した営業キャッシュ・フローを充当するとともに、導出済パイプラインのマイルストーン収入及び新たなライセンス契約締結による導出一時金を獲得した際には充当してまいります。その上で、必要に応じて、新たな資金調達を検討してまいります。

(2) 資金調達方法の概要及び選択理由

本資金調達の特徴として、割当予定先に対して、本新株予約権の発行と同時に本社債を発行するところ、本社債の発行により、本新株予約権の行使を待たずに当社が即時に一定の資金を調達することができるとともに、その後の本新株予約権の行使による払込代金により、追加での資金調達を行う仕組みとなっております。本社債の発行は本新株予約権の発行との組み合わせで機能するものであり、本社債の償還には、原則として割当予定先による本新株予約権の行使代金が充当され、割当予定先は、本新株予約権の行使代金の累計額が各本社債の額面金額（4,625万円）の整数倍に達する毎に繰上償還請求を行い、当社はそれに応じて償還を行う予定です。

本新株予約権の概要は以下のとおりです。

当社が割当予定先に対して行使期間を2年間とする本新株予約権76,983個を発行し、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社資本が増加する仕組みとなっております。本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株と固定されており、本新株予約権の目的となる株式の総数は7,698,300株です。

本新株予約権者はその裁量により本新株予約権を行使することができます。

また、当社が割当予定先との間で金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に締結予定の本新株予約権買取契約において、当社が不行使期間の指定を行うことができる旨が定められる予定であり、当社の裁量により、割当予定先に対して一定数量の範囲を超えての行使を行わせないようにすることができるようになる予定です。

本新株予約権の行使価額は、2026年2月19日以降、本新株予約権の行使期間の満了日（2028年2月17日）まで、各修正日の属する週の前週の最終取引日の東証における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位の端数を切り上げた金額）に修正されます。但し、上記の計算により修正後行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とします。なお、2026年2月18日に本新株予約権の行使請求の通知が行われた場合は、行使価額は当初行使価額である389.7円とします。

本新株予約権を行使価額修正条項付としたのは、行使価額を固定とした場合、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できないリスクを回避するためであり、また株価下落時においても行使価額が下限行使価額を上回る限りにおいては、行使価額が修正された方が、割当予定先による本新株予約権の行使が期待され、当社の予定する資金調達を円滑に行うことが可能となると判断したためです。

本新株予約権の行使価額の修正頻度を日次ではなく週次としたのは、割当予定先による行使の蓋然性を一定程度確保するためです。割当予定先は、本新株予約権の行使に際して、つなぎ売りを目的とした株式の借受予定はございません。そのため、割当予定先は、行使代金の払込を行ってから株券の受渡しが行われるまでの3営業日間の株価変動リスクを織り込んだ範囲で行使を行っていくこととなります。一定期間行使価額が固定され、その間に株価が行使価額から上方に乖離した場合、株価変動リスクの許容範囲が広がり、より積極的に行使を行うことが可能となります。一方で、行使価額を固定する期間が過度に長い場合、株価が行使価額よりも大きく上方で推移した際に資金調達金額を増大させる株価上昇メリットを十分に享受することができず、また、株価が行使価額を下回って推移した場合には割当予定先の経済合理性の観点から資金調達が実現する可能性が極めて低くなることが想定されます。このような想定を考慮した上で割当予定先と協議を行った結果、週次による行使価額の修正を採用するに至りました。なお、週次の行使価額修正にかかる参照株価につきましては、特定の曜日の終値とするよりも一般的であり、行使連絡の取次にかかる手続上最も平明であると考えられる各週の最終取引日を修正基準日として設定しております。なお、修正基準日に係る修正後の価額が、行使請求日の直前取引日の東証における当社の普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額を下回る可能性がありますが、行使価額が下限行使価額を下回ることはございません。

(3) 本資金調達の特徴

本資金調達のうち、本社債及び本新株予約権による資金調達のスキーム（以下「本スキーム」といいます。）による資金調達方法は、割当予定先に対して本社債を発行することで、本新株予約権の行使を待たずして当社が即時に一定の資金を調達するものです。また、本社債と同時に割当予定先に対して発行される本新株予約権が行使されることにより、追加的に、資本性の資金が調達されます。

本スキームは以下の特徴を有しております。当社は、現状の株式市場の状況及び資金使途に鑑み、社債による一定の資金の確保と新株予約権行使による資金調達を組み合わせた本スキームが当社に適した調達手法であると考え、本スキームによる資金調達を実施することを決定いたしました。

<メリット>

① 当初における一定の資金の調達

本社債の発行により、本社債の発行時に一定の資金を調達することが可能となっております。

② 対象株式数の固定

修正条項付転換社債型新株予約権付社債を発行した場合、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しませんが、本資金調達においては、修正条項付転換社債型新株予約権付社債は発行せず、株式への転換による希薄化が生じない本社債を発行いたします。本新株予約権の対象株式数は、発行当初から発行要項に示される 7,698,300 株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、本新株予約権の発行要項にしたがって調整されることがあります。

③ 取得条項

本新株予約権は、当社取締役会の決議に基づき、本社債が全て償還された日以降、1か月前までに本新株予約権者に通知することによって残存する本新株予約権の全部又は一部を本新株予約権の発行価額相当額で取得することができる設計となっております。これにより、将来的に当社の資金ニーズが後退した場合や資本政策方針が変更になった場合等、本新株予約権を取得することにより、希薄化を防止できるほか、資本政策の柔軟性が確保できます。

④ 行使停止条項

本新株予約権買取契約において、行使停止条項が定められる予定です。当社は、本社債が全て償還された日以降、1週間前までに本新株予約権者に通知することによって、当社の裁量により、本新株予約権の行使を停止し、その後、当社の裁量により、停止を解除し行使の再開を許可することができるため、株式発行による需給悪化懸念に一定の配慮をした設計となっております。なお、本新株予約権の行使を停止すること及びその後停止を解除し行使の再開を許可することを決定した場合は適時適切に開示いたします。

⑤ 譲渡制限

本新株予約権買取契約において、譲渡制限が定められる予定です。本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当の方法により発行されるものであり、かつ本新株予約権買取契約において譲渡制限が付される予定であり、事前に当社の書面による承諾を得ない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。

⑥ 株価上昇時の資金調達額増加の可能性があること

本新株予約権は、株価に連動して行使価額が修正され、また、行使価額の上限が設定されていないため、株価上昇時には当社の資金調達額が増加する可能性があります。

⑦ 割当予定先による市場売却の制限

本新株予約権買取契約において、割当予定先は、割当予定先又はその関係会社が、その投資に係る意思決定機関が日本国外にある機関投資家（以下「海外機関投資家」といいます。）であると合理的に認識している海外機関投資家に対して、本新株予約権の行使により取得した当社株式を市場外で売却していく意向である旨を表明する予定であり、割当予定先が当社株式を証券取引所市場内で売却するには、当社が契約違反の状態にある場合等一定の例外的な場合を除き、当社の事前の承諾が必要となります。

⑧ 本新株予約権の行使により負債負担が軽減されること

本社債の発行は本新株予約権の発行との組み合わせで機能するものであり、割当予定先は、本新株予約権の行使代金の累計額が各本社債の額面金額（4,625万円）の整数倍に達する毎に繰上償還請求を行う権利を有し、割当予定先から繰上償還請求がなされた場合に、当社はそれに応じて償還を行う予定です。本新株予約権が行使された場合、本社債の繰上償還によって本社債の償還が行われるため、本社債発行によって増加した負債は減少することになります。

<デメリット>

① 本新株予約権の行使により希薄化が生じる可能性

本新株予約権の対象株式数は発行当初から発行要項に示される 7,698,300 株で一定であり、最大増加株式数は固定されているものの、本新株予約権が行使された場合には、発行済株式総数が増加するため議決権行使に係る希薄化が生じます。

② 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のみの契約であるため、不特定多数の新規投資家から資金調達を募るという点において限界があります。

③ 株価低迷時に資金調達が当初想定額を大きく下回る可能性

株価が長期的に行使価額の下限を下回る場合等では、本新株予約権の行使はされず、資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性があります。

また、株価が当初行使価額を下回る状況では、仮に行使がなされたとしても、資金調達額が当初想定額を下回る可能性があります。

④ 本社債については、本新株予約権の行使が進まない場合でも償還期日までに償還を行う必要があり、その場合当該償還に係る資金が必要となります。

<他の資金調達方法との比較>

当社が本スキームによる資金調達を選択するに際して検討した他の資金調達方法は、主に以下のとおりです。

① 公募増資

公募増資では、一時に資金を調達できる反面、同時に将来の 1 株当たりの利益の希薄化も一時に発生するため、株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。また、一般投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうかが不透明であり、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

② 株主割当増資

株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、調達額が割当先である既存株主の参加率に左右され、当社の資金需要の額に応じた資金調達が確実ではないため、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

③ 新株予約権無償割当による増資（ライツ・イシュー）

いわゆるライツ・イシューには、発行会社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、発行会社はそのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達方法ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューは、当社は最近 2 年間において経常赤字を計上しており、東証の定める有価証券上場規程第 304 条第 1 項第 3 号 a に規定される上場基準を満たさないため、実施することができません。

④ 第三者割当による新株式発行

第三者割当による新株式発行は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の 1 株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、必要資金の全額を新株式の発行で調達することは、株価に対する直接的

な影響が大きいと考えられます。また、現時点で、必要資金の全額を新株式の発行で調達することが可能となる、適当な割当先が存在しません。

⑤ 金融機関からの借入れ

創薬事業は成功の保証がなく、収益の見通しも不確実であるため、融資判断が困難です。さらに、そのリスクに見合う物的担保が不足しており、また、現在の財務状況を踏まえると、金額の多寡にかかわらず、融資を引受け可能な金融機関を見つけることは困難です。そのため、当社は、金融機関からの借入れを資金調達の選択肢とはできません。また、仮に実現したとしても、金利の負担が生じることや調達資金額が全額負債となることに鑑みると、財務の健全性維持の観点から、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

⑥ 修正条項付転換社債型新株予約権付社債

転換社債型新株予約権付社債は一時に資金を調達できる反面、発行後に転換が進まない場合には、当社の負債額を全体として増加させることとなります。転換を促進するため修正条項を付した場合、修正条項付転換社債型新株予約権付社債は相対的に転換の速度が速い傾向にあるものの、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が懸念されます。

⑦ 第三者割当による行使価額固定型新株予約権の発行

行使価額固定型新株予約権については、株価が行使価額を下回っている場合は原則行使が行われず、資金調達が実現しないリスクがあります。そのため、現在の財務状況を勘案すると、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。また、社債と同時に行使価額固定型新株予約権を発行した場合、市場環境によって株価が下落した際には社債の償還原資の調達目途が付かなくなり、財務健全性が著しく損なわれます。したがって、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

これらに対し、Cantor Fitzgerald Europe から提案された本スキームによる資金調達方法は、①資金の一部が即座に調達可能となること、②本新株予約権行使により資本性資金が調達可能となること、③本新株予約権の行使が進めば、追加の資金調達が可能となり得ること、④将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはないこと等の特徴を有しています。

当社が Cantor Fitzgerald Europe に対して本社債及び本新株予約権を発行することにより、本社債及び本新株予約権の発行時において即時に、予定する金額の一部を確実に調達することが可能となります。なお、本新株予約権が行使されることにより、資本性資金が調達されるとともに、当該行使による金額を本社債の償還に充当することで、負債が減少します。さらに、本新株予約権の行使が進めば、追加の資本性資金調達が可能となり、社債償還以外の資金使途に使用可能となり得ます。

以上の検討の結果、割当予定先から提案を受けた本スキームによる資金調達は、上記の他の資金調達方法よりも当社の希望する資金調達を達成し得る望ましいものであり、既存株主の利益にもかなうものと判断いたしました。

また、本スキームを具体的に検討する中で、当社代表取締役として当社の置かれた状況をよく理解している吉野公一郎氏が時価による新株式引受により出資を行うことが、投資家に対し、当社代表取締役による当社の中長期の事業成長に対する強いコミットメントを示し、株式市場の当社に対する信頼を強化すると考えられることから、当社の今後の株主価値向上に資すると判断いたしました。その旨を吉野公一郎氏に打診したところ、吉野公一郎氏から第三者割当を引き受けたいとの回答を受けました。そこで、本スキームに加えて、吉野公一郎氏に対して新株式を割り当てることにいたしました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
3,035,043,795	20,000,000	3,015,043,795

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額（15,011,685 円）及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額（3,000,027,510 円）並びに本新株式の払込金額の総額（20,004,600）円を合算した金額です。
2. 払込金額の総額は、本新株予約権の全部が当初行使価額で行使された場合の金額であり、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。
3. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、本新株予約権の公正価値算定費用、変更登記費用、その他事務費用（有価証券届出書作成費用及び取扱銀行手数料等）の合計額であります。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

本新株予約権及び本新株式による差引手取概算額の具体的な使途及び支出予定時期については、下表のとおり計画しております。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① docirbrutinib (AS-1763) 及び monzosertib (AS-0141) の臨床開発費用	510	2026年2月～2027年4月 (注) 2
② 開発化合物の創製・研究費用等 docirbrutinib (AS-1763) 及び monzosertib (AS-0141) の非臨床研究費用を含む	376	2026年2月～2027年4月 (注) 2
③ 運転資金	279	2026年2月～2027年4月 (注) 2
④ 本社債の償還	1,850	2026年2月～2028年2月 (注) 3
合計	3,015	

- (注) 1. 本新株予約権及び本新株式による差引手取概算額の支出時期までの資金管理については、当社の銀行預金等での安定的な金融資産で運用保管する予定であります。
2. 「支出予定時期」は、支出が当該期間内に実施されることを示しております。2026 年 2 月より支出を開始しますが、臨床試験及び治験薬製造の進捗状況等及び本新株予約権の行使の進捗状況により、支出完了の時期は前後いたします。
3. 本社債の総額 1,850 百万円の償還について、本資金調達による差引手取概算額の一部を充当する予定です。
4. 手取金額が減少した場合、資金使途に対する不足額については、手許資金及び創薬支援事業により稼得した営業キャッシュ・フローを充当するとともに、導出済パイプラインのマイルストーン収入及び新たなライセンス契約締結による導出一時金を獲得した際には充当いたします。その上で、必要に応じて、新たな資金調達を検討いたします。なお、本新株予約権の行使により調達する資金は、本社債が全て償還されるまでは、本社債の償還に優先的に充当される予定です。
5. 上記資金使途は、本新株予約権の発行及び期待される本新株予約権の行使並びに本新株式の発行による想定調達総額である 3,035 百万円を前提に、発行諸費用の概算額 20 百万円を加味した差引手取概算額である 3,015 百万円の使途を記載したものです。

なお、上記記載の具体的な使途は、上記「I. 本資金調達の資金使途」に記載のとおりです。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本資金調達により調達する資金を、docirbrutinib (AS-1763) 及び monzosertib (AS-0141) の臨床開発費用、開発化合物の創製・研究費用等及び運転資金に充当することは、当社の事業価値向上に貢献し、当社の株主価値向上に資するものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

① 本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権買取契約に定められる諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計（住所：東京都千代田区紀尾井町4番1号、代表者：山本顕三）（以下「赤坂国際会計」といいます。）に依頼しました。赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項及び本新株予約権買取契約に定められる諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日（2026年1月28日）の市場環境を考慮し、当社の株価（発行決議日直前取引日の東証終値）、ボラティリティ（56.0%）、予定配当額（0円/株）、無リスク利子率（1.2%）等について一定の前提を置き、かつ、割当予定先の権利行使行動について一定の前提を仮定した上で、株式市場での売買出来高（流動性）を反映して、本新株予約権の評価を実施しました。当社は、当該評価機関が上記前提条件を基に算定した評価額（新株予約権1個当たり195円）を参考に、割当予定先との間での協議を経て、当該評価額と同額の本新株予約権の1個の払込金額を195円としています。

また、割当予定先と協議の上、本新株予約権の行使蓋然性を確保するため、本新株予約権の当初行使価額は発行決議日の直前取引日の終値の90%に相当する金額である389.7円に設定されており、その後の行使価額も、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額に修正されるものの、その価額は本新株予約権の下限行使価額である216.5円を下回ることはありません。なお、下限行使価額は、発行決議日直前取引日の当社普通株式の終値の50%に相当する金額で設定されており、最近6か月間の当社株価の水準（273円（2025年7月29日～2026年1月28日の終値の単純平均値））や発行決議日直前取引日の東証終値（433円）と比べても過度に低い水準ではないことから、特に不合理な水準ではないと考えております。当社は、かかる行使価額は、本新株予約権の発行規模や当社株式の流動性等を踏まえて割当予定先と協議を行った結果、合意に至ったものであり、合理的な条件であると考えております。また、当社は、本新株予約権の払込金額が、かかる行使価額を踏まえて決定されていることに照らしても、本新株予約権の払込金額は適正な価額であると考えております。

本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、赤坂国際会計が、公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられ、当該評価額と同額で決定されている本新株予約権の払込価額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、当社監査等委員会（3名にて構成。全員が社外取締役）からは、赤坂国際会計は、当社経営陣から一定程度独立しており、また割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、赤坂国際会計による本新株予約権の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して赤坂国際会計から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、赤坂国際会計の計算方法及び前提条件に不合理な点が認められないこと、並びに本新株予約権に係る払込金額は赤坂国際会計によって算出された評価額と同額としていることから、割当予定先に特に有利な条件ではなく、適法である旨の意見がなされております。

② 本新株式

吉野公一郎氏を割当予定先とする本新株式の割当てに係る払込金額につきましては、同氏が当社代表取締役であることから、一般株主の利益に配慮しディスカウントを行わず、発行決議日の直前取引日である2026年1月28日東証終値と同額の433円といたしました。かかる払込金額は、払込金額を原則として取締役会決議の直前日の価額に0.9を乗じた額以上の価額であることとしつつ、直前日までの価額又は売買高の状況等を勘案し、当該決議の日から払込金額を決定するために適切な期間（最長6か月）をさかのぼった日から当該決議の直前日までの間の平均の価額に0.9を乗じた額以上の価額とができるものとする日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しており、特に有利な金額に該当しないものと判断しております。また、当社監査等委員会（3名にて構成。全員が社外取締役）からは、本新株式の払込金額は、当社普通株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準にし、日本証券業協会の「第三者割当の取扱いに関する指針」に準拠して算定されていることから、割当予定先に特に有利な金額には該当せず、適法である旨の意見を得ております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使されたと仮定した場合に交付される株式数は7,698,300株であり、同株式に係る議決権の数は76,983個であるため、全ての本新株予約権が行使された場合には、2025年12月31日現在の当社の発行済株式総数19,150,500株に対する比率は40.20%、2025年12月31日現在の当社の議決権総数191,291個に対する比率は40.24%に相当します。また、本新株式の発行により交付される株式数は46,200株であり、同株式に係る議決権の数は462個であるため、2025年12月31日現在の当社の発行済株式総数19,150,500株に対する比率は0.24%、2025年12月31日現在の当社の議決権総数191,291個に対する比率は0.24%に相当します。したがって、本新株予約権及び本新株式を合わせると、2025年12月31日現在の当社の発行済株式総数19,150,500株に対する比率は40.44%、2025年12月31日現在の当社の議決権総数191,291個に対する比率は40.49%に相当します。また、本新株予約権の発行に係る決議日である2026年1月29日から6か月以内である2025年9月29日及び2025年11月27日に当社は第2回新株予約権付社債及び第3回新株予約権付社債を発行いたしました。第2回新株予約権付社債が全て行使された場合に交付される株式数は1,256,913株であり、同株式に係る議決権の数は12,569個です。また、第3回新株予約権付社債が全て行使された場合に交付される株式数は1,335,470株であり、同株式に係る議決権の数は13,354個です。本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数及び議決権数並びに本新株式の発行により交付される株式数及び議決権数にこれらを合算した場合、第2回新株予約権付社債の発行に係る有価証券届出書の効力発生日である2025年9月28日現在の当社の発行済株式総数19,150,500株に対する比率は53.98%、2025年9月28日現在の当社の議決権総数191,310個に対する比率は54.03%に相当します。したがって、割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となることから、本新株予約権の割当は大規模な第三者割当に該当いたします。

上記「III. 本新株予約権及び本新株式の発行 2. 募集の目的及び理由 （1）募集の目的」に記載のとおり、創薬研究開発に継続的・安定的に資金充当するため財務基盤の強化を図ること等に鑑みれば、本件規模の第三者割当を実施することが必要かつ適切であると判断し、本資金調達を行うことを決定いたしました。したがいまして、当社といたしましては、今回の第三者割当による本新株予約権の発行は、今後の当社の企業価値及び株式価値の向上を図るために必要不可欠な規模及び数量であると考えております。なお、将来何らかの事由により資金調達の必要性が薄れた場合、又は本資金調達による調達方法よりも有利な資金調達方法が利用可能となった場合には、本社債が全額償還されていることを条件として、当社の判断により、残存する本新株予約権を取得できる条項を付すことで、必要以上の希薄化が進行しないように配慮しております。

また、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数7,698,300株及び本新株式の発行に係る株式数46,200株を合算した7,744,500株に対し、東証における当社普通株式の過去6か月における1日当たり平均出来高は450,028株であり、一定の流動性を有しております。さらに、当社は、東証の定める有価証券上場規程第432条に基づき、経営者から一定程度独立した者として、当社法律顧問より紹介を受けた当社と利害関係のない社外有識者であり、同種案件について豊富な実績を有する柴田堅太郎弁護士（柴

田・鈴木・中田法律事務所）、有田篤雄氏（当社社外取締役監査等委員）及び松井隆雄氏（当社社外取締役監査等委員）の3名によって構成される第三者委員会（以下「本第三者委員会」といいます。）を設置いたしました。同委員会は、下記「9. 企業行動規範上の手続きに関する事項」に記載のとおり、本資金調達の必要性及び相当性につき検討し、本資金調達が認められるとの意見を表明いたしました。したがって、今回の資金調達は市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模が合理的であると判断いたしました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

【Cantor Fitzgerald Europe】

① 商 号	Cantor Fitzgerald Europe
② 本 店 所 在 地	5, Churchill Place, Canary Wharf, London, United Kingdom E14 5HU
③ 代表者の役職・氏名	Chief Executive Officer Andrew Michael Shortland
④ 事 業 内 容	証券業
⑤ 資 本 金 の 額	81.2 百万米ドル (12,381 百万円) (2024 年 12 月 31 日現在) (注 1)
⑥ 設 立 年 月 日	1990 年 5 月 24 日
⑦ 発 行 済 株 式 数	49,453,823 株
⑧ 事 業 年 度 の 末 日	12 月 31 日
⑨ 従 業 員 数	6 名 (2024 年 12 月 31 日現在)
⑩ 主 要 取 引 先	法人
⑪ 主 要 取 引 銀 行	-
⑫ 大株主及び持株比率	Cantor Fitzgerald Services LLP 99.999998% CF & CO. LLC, 0.000002%
⑬ 当 社 と の 関 係 等	
資 本 関 係	当社の第 1 回新株予約権付社債、第 2 回新株予約権付社債及び第 3 回新株予約権付社債を保有していますが、当社株式について保有関係はありません。
人 的 関 係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。
取 引 関 係	当社と割当予定先との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	割当予定先は、当社の関連当事者には該当しません。また、割当予定先の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態 (単位：千米ドル 特記しているものを除く。)

決 算 期	2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期
純 流 動 資 産	112,464	102,396	87,246
流 動 資 産	956,436	944,491	928,664
1 株 当 タ り 流 動 純 資 産 (米 ド ル)	1.72	1.57	1.76
売 上 高	109,298	74,869	108,777
営 業 利 益	20,242	8,319	19,105
経 常 利 益	12,641	(3,333)	8,818
当 期 純 利 益	11,875	(3,308)	5,967
1 株 当 タ り 当 期 純 利 益 (米 ド ル)	0.18	(0.05)	0.12
1 株当たり配当金 (米ドル)	—	—	—

(注) 1. 金額は便宜上、2026年1月28日現在の外国為替相場の仲値である1米ドル=152.47円(株式会社三井UFJ銀行公示仲値)に換算の上、小数第1位を四捨五入しております。

2. 割当予定先からは、同社の取引先は広範にわたり、また一般に公開をしている情報ではない旨の説明を受けており、当社の開示資料において同社の主要取引先について開示することの同意を得られておりませんので「法人」との記載にとどめております。
3. 割当予定先からは、同社の取引銀行は一般に公開をしている情報ではない旨の説明を受けており、当社の開示資料において同社の主要取引銀行について開示することの同意を得られておりませんので記載を省略しております。
4. 割当予定先は、英国法に基づき設立された会社であり、Cantor Fitzgeraldグループの欧州事業部門であります。割当予定先は英国の金融行動監視機構(Financial Conduct Authority、以下「FCA」といいます。)の認可及び規制を受けており、英国においてFCA監督下のもと、2000年金融サービス・市場法(Financial Services and markets Act 2000)に基づき投資業務を行う許可を受けている証券会社である旨を、FCAの登録情報等で確認しております。日本においては、割当予定先の関連会社であるキャンターフィッツジェラルド証券が第一種及び第二種金融商品取引業者の登録を受け、金融庁の監督及び規制を受けております。以上のことから、割当予定先並びにその役員及び主要株主は反社会的勢力等の特定団体等に該当しないものと判断しております。なお、東証に対して、割当予定先、割当予定先の役員又は主要株主が反社会的勢力とは一切関係ないことを確認している旨の確認書を提出しております。また、割当予定先からは、本新株予約権の行使により取得される株式の譲渡先となる海外機関投資家について、割当予定先およびその関連会社が独自に反社会的勢力に関する確認を行うことを前提として選定する方針である旨の説明を受けております。

【吉野公一郎氏】

① 氏 名	吉野 公一郎
② 住 所	大阪府吹田市
③ 職 業 の 内 容	カルナバイオサイエンス株式会社 代表取締役社長
④ 当 社 と の 間 の 関 係	
資 本 関 係	吉野公一郎氏は、当社の普通株式を 333,900 株保有しております（2025 年 12 月 31 日現在）。
人 的 関 係	吉野公一郎氏は、当社の代表取締役社長であります。
取 引 関 係	該当事項はありません。

(注) 吉野公一郎氏は、当社の代表取締役社長であり、当社は東京証券取引所グロース市場に上場しているところ、当社が同取引所に提出した 2025 年 3 月 28 日付「コーポレート・ガバナンス報告書」の「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」において、「社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然として対応し、違法行為や反社会的行為には一切関わらず、名目の如何を問わず、反社会的勢力に対し、経済的利益を含む一切の利益を供与しないことを「倫理規程」に定め、これを基本方針とする。」と述べています。また、吉野公一郎氏がかかる事項を遵守しており、反社会的勢力とは一切関係していないことを口頭で確認しております。なお、東証に対して、吉野公一郎が反社会的勢力とは一切関係ないことを確認している旨の確認書を提出しております。当社は、吉野公一郎氏が反社会的勢力とは一切関係がないことを判断するにあたり、上記のとおり信用性の高いコーポレート・ガバナンス報告書の記載内容及び吉野公一郎氏本人からの確認をもって必要かつ十分と考えることから、調査機関を活用しております。

(2) 割当予定先の選定理由

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由 (1) 募集の目的 ④2025 年 7 月 11 日締結の新株予約権付社債発行プログラムによる資金調達及び資金充当状況」に記載したとおり、2025 年 7 月 28 日、2025 年 9 月 29 日及び 2025 年 11 月 27 日に、臨床開発段階にあるパイプラインの開発費用への充当を目的として、新株予約権付社債の発行による資金調達を実施し、合計 630 百万円（差引手取概算額）を調達いたしました。2025 年 7 月 28 日に発行した第 1 回新株予約権付社債及び 2025 年 9 月 29 日に発行した第 2 回新株予約権付社債により調達した資金につきましては、計画通り、docirbrutinib (AS-1763) 及び monzosertib (AS-0141) の臨床試験実施費用及び治験薬製造費用に充当いたしました。また、2025 年 11 月 27 日に発行した第 3 回新株予約権付社債により調達した資金につきましては、106 百万円を計画通りに同費用に充当しており、未充当額の 104 百万円につきましても、2026 年 2 月までに、計画通り同費用へ全額を充当する予定です。

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由 (1) 募集の目的 ⑤今後の資金の見通し及び資金調達の目的」に記載したとおり、当社の企業価値向上には臨床開発段階のパイプラインの臨床試験を着実に進めることができ最も重要と考えられるため、臨床開発関連費用に充当する資金及び資本調達方法について、引き続き検討を行ってまいりました。そのような中で、当社は、2025 年 12 月上旬頃に、過去複数回にわたり当社の資金及び資本調達のアレンジを行った実績を有するキャンターフィッツジェラルド証券から、キャンターフィッツジェラルド証券が斡旋を行った Cantor Fitzgerald Europe を割当予定先とする本新株予約権付社債発行による本スキームに関する具体的な提案がありました。

本新株予約権の割当予定先である Cantor Fitzgerald Europe 及びキャンターフィッツジェラルド証券の属する Cantor Fitzgerald グループは、世界 30 カ国に約 200 の拠点を有する金融サービスグループであり、バイオヘルスケアを注力領域としてバイオヘルスケアに特化したプロフェッショナルチームを有し、同時に株式調査部門において多種多様なバイオヘルスケア企業を担当する専門性が高いアナリストを多数擁しています。さらに、毎年米国ニューヨークでグローバル・ヘルスケア・カンファレンスを開催していることを確認しており、バイオヘルスケア分野の高い専門性及び 7,000 社を超える広範な機関投資家網を背景に

投資銀行業務を米国内外で提供していることの証左であると認識しております。また、Cantor Fitzgerald グループの中核会社である Cantor Fitzgerald & Co.は、連邦準備銀行から直接米国債を引き受ける取引を行うことが可能となる特別な資格を米国政府より付与されたプライマリー・ディーラーであることから、信用リスクに対する深い知見とリスク許容力を有していることが認められます。

その上で、キャンターフィッツジェラルド証券を通じた割当予定先との協議の過程で設計されたスキームや諸条件等が、当社の幅広いニーズを満たすものであると判断し、最終的に割当予定先を選定するに至りました。

なお、本新株予約権に係る割当ては、日本証券業協会会員であるキャンターフィッツジェラルド証券の斡旋を受けて行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

また、当社は、本スキームを具体的に検討する中で、当社代表取締役として当社の置かれた状況をよく理解している吉野公一郎氏が時価による新株引受により出資を行うことが、投資家に対し、当社代表取締役による当社の中長期の事業成長に対する強いコミットメントを示し、株式市場の当社に対する信頼を強化すると考えられることから、当社の今後の株主価値向上に資すると判断いたしました。その旨を吉野公一郎氏に打診したところ、吉野公一郎氏から第三者割当を引き受けたいとの回答を受けました。そこで、吉野公一郎氏を本新株式の割当予定先とすることを決定いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

本新株予約権買取契約において、本新株予約権について、その譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨、並びに、本新株予約権の行使により交付される当社株式について、本新株予約権買取契約で定める解除権が発生している場合を除き、当社の事前の書面による承諾を受けることなく、取引所金融商品市場で売却することができない旨が定められる予定です（本新株予約権の行使により取得する当社株式について、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。）。上記解除権は、①本新株予約権の全部又は一部が残存している間に、当社に、(i)支払の停止、破産手続開始等、(ii)手形交換所の取引停止処分、(iii)当社と割当予定先との間の取引に関し重大な違反があつたこと、のいずれかの事由が発生したこと、並びに、②本新株予約権の全部又は一部が残存している間に、(i)本新株予約権買取契約に定める表明及び保証（反社会的勢力に係るものを除く。）に虚偽があること、(ii)本新株予約権買取契約に定める表明及び保証（反社会的勢力に係るもの）に虚偽があるか若しくは真実に反する合理的な疑いがあること又は重大な影響を与えるような変更が生じたこと若しくは変更が生じた合理的な疑いがあること、(iii)本新株予約権の行使に重大な影響を与える国内外の金融、為替、政治又は経済上の変動が生じ又は生じるおそれがあること、(iv)不可抗力により本新株予約権買取契約が履行不能又は履行困難となる事態が生じ又は生じるおそれがあること、のいずれかの事由が発生したと割当予定先が合理的に判断したことを行使可能事由としています。なお、本新株予約権の行使により交付される当社株式について、当社が取引所金融商品市場での売却を承諾する場合、都度適時適切に開示いたします。また、本新株予約権買取契約において、割当予定先は、割当予定先又はその関係会社が、海外機関投資家であると合理的に認識している海外機関投資家に対して売却していく意向である旨を表明する予定です。なお、割当予定先が取引所金融商品市場外で当社株式を海外機関投資家に対して売却した後に、当該海外機関投資家によって取引所金融商品市場内で当社株式が売却される可能性があります。

また、当社は、東証の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同施行規則第 436 条第 1 項から第 5 項までの定めに基づき、本新株予約権買取契約において、原則として、単一暦月中に MSCB 等（同規則に定める意味を有します。以下同じです。）の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB 等の払込日時点（2026 年 2 月 17 日）における上場株式数の 10%を超える場合には、当該 10%を超える部分に係る行使を制限するよう措置（割当予定先が本新株予約権を第三者に売却する場合及びその後本新株予約権がさらに転売された場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、当該 10%を超える部分に係る行使を制限する内容を約する旨定めることを含みます。）を講じる予定です。

本新株式の割当予定先である吉野公一郎氏については、長期的に保有する方針であることを、発行決議日に当社取締役経営管理本部長が口頭で確認しております。なお、吉野公一郎氏から、吉野公一郎氏が払

込期日から 2 年以内に本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。なお、吉野公一郎氏が本新株式を譲渡する場合には、金融商品取引法に基づくインサイダー取引規制及び当社の内部者取引防止規程その他の社内規程を遵守するとともに、譲渡に先立ち、当社所定の手続きに従い、未公表の重要事実の有無について確認を行った上で、売買管理責任者の事前承認を取得するものとします。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

本新株予約権の割当予定先である Cantor Fitzgerald Europe について、当社は、Cantor Fitzgerald Europe の 2024 年 12 月 31 日を基準日とする Ernst & Young LLP による監査済財務書類を受領しており、2024 年 12 月 31 日現在における同社の現預金及びその他の流動資産等の財産の状況を確認し、割当予定先が本社債及び本新株予約権の払込み並びに本新株予約権の行使に要する財産を確保しているものと判断しております。また、本日現在においても、割当予定先が本新株予約権付社債の払込みに足りる十分な財産を保有している旨の口頭での報告をキャンターフィッツジェラルド証券を通じて受けております。本新株式の割当予定先である吉野公一郎氏について、本新株式の発行に係る払込みに必要となる資金合計 20 百万円に関し、2025 年 12 月 31 日付の同氏名義の証券口座の取引残高証明書の写しを受領しており、当該上場有価証券の流動性を鑑み、十分な資金が確保される見込みであることを確認しております。また、当該上場有価証券取得資金の出所について全額自己資金である旨を当社取締役経営管理本部長が口頭で確認しております。なお、本有価証券届出書提出時点では、現金としての払込金が別段確保されておらず、仮に何らかの理由で当該上場有価証券の現金化ができない場合、払込みが行われないリスクがあります。資金確保の方針としては、同氏保有の上場有価証券を担保とした借入及び同氏が所有している未上場会社の株式売却による調達も検討していることを確認しております。

(5) 株式貸借に関する契約

該当事項はありません。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（2025年12月31日現在）		募集後	
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレー MUFG 証券株式会社)	4.99%	MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルган・スタンレー MUFG 証券株式会社)	4.98%
川村 剛	2.90%	川村 剛	2.89%
小野薬品工業株式会社	2.63%	小野薬品工業株式会社	2.63%
上原 俊彦	2.61%	上原 俊彦	2.60%
堀田 和男	2.45%	堀田 和男	2.44%
吉野 公一郎	1.74%	吉野 公一郎	1.98%
小川 義水	1.33%	小川 義水	1.33%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	1.02%	BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	1.02%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCOUNT M ILM FE (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	0.94%	BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCOUNT M ILM FE (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	0.94%
鈴木 隆啓	0.78%	鈴木 隆啓	0.78%

- (注) 1. 募集前の「持株比率」は、2025年12月31日時点の株主名簿に基づき記載しております。また、募集後の「持株比率」は、2025年12月31日時点の発行済株式総数に本新株式の発行における発行株式数46,200株を加味して算出しております。
2. 本新株予約権について、割当予定先との間で長期保有を約していないため、募集後の大株主及び持株比率を記載しておりません。
3. 持株比率は、発行済株式総数（自己株式を含みます。）に対する比率を記載しております。また、小数第3位を四捨五入しております。
4. 2024年10月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、アトス・キャピタル・リミテッド (Athos Capital Limited) が2024年10月11日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主には含めておりません。なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	保有株券等の数（株）	株券等保有割合（%）
アトス・キャピタル・リミテッド (Athos Capital Limited)	1,400,000	7.33

8. 今後の見通し

本資金調達による当期（2026年12月期）の業績に与える影響はありません。なお、将来の業績に変更が生じる場合には、適宜開示を行う予定です。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権が全て行使されたと仮定した場合に交付される株式数は7,698,300株であり、同株式に係る議決権の数は76,983個であるため、全ての本新株予約権が行使された場合には、2025年12月31日現在の当社の発行済株式総数19,150,500株に対する比率は40.20%、2025年12月31日現在の当社の議決権総数

191,291 個に対する比率は 40.24%に相当します。また、本新株式の発行により交付される株式数は 46,200 株であり、同株式に係る議決権の数は 462 個であるため、2025 年 12 月 31 日現在の当社の発行済株式総数 19,150,000 株に対する比率は 0.24%、2025 年 12 月 31 日現在の当社の議決権総数 191,291 個に対する比率は 0.24%に相当します。したがって、本新株予約権及び本新株式を合わせると、2025 年 12 月 31 日現在の当社の発行済株式総数 19,150,500 株に対する比率は 40.44%、2025 年 12 月 31 日現在の当社の議決権総数 191,291 個に対する比率は 40.49%に相当します。また、本新株予約権の発行決議日である 2026 年 1 月 29 日から 6 か月以内である 2025 年 9 月 29 日及び 2025 年 11 月 27 日に当社は第 2 回新株予約権付社債及び第 3 回新株予約権付社債を発行いたしました。第 2 回新株予約権付社債が全て行使された場合に交付される株式数は 1,256,913 株であり、同株式に係る議決権の数は 12,569 個です。また、第 3 回新株予約権付社債が全て行使された場合に交付される株式数は 1,335,470 株であり、同株式に係る議決権の数は 13,354 個です。本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数及び議決権数並びに本新株式の発行により交付される株式数及び議決権数にこれらを合算した場合、第 2 回新株予約権付社債の発行に係る有価証券届出書の効力発生日である 2025 年 9 月 28 日現在の当社の発行済株式総数 19,150,500 株に対する比率は 53.98%、2025 年 9 月 28 日現在の当社の議決権総数 191,310 個に対する比率は 54.03%に相当し、希薄化率が 25%以上となることから、東証の定める有価証券上場規程第 432 条「第三者割当に係る遵守事項」により、①経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は②当該割当に係る株主総会決議等による株主の意思確認手続のいずれかが必要となります。

当社は、本新株予約権による資金調達について、株式の発行と異なり直ちに株式の希薄化をもたらすものではないこと、本資金調達に係る株主総会決議による株主の意思確認の手続を経る場合には、臨時株主総会決議を経るまでにおよそ 2 か月程度の日数を要すること、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても、相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、本第三者委員会を設置し、本資金調達の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を 2026 年 1 月 29 日付で入手しております。

(意見)

当委員会は、慎重に検討した結果、全員一致で、本資金調達に必要性・相当性が認められるとの結論に至った。以下、理由及び検討内容を述べる。

(理由)

本資金調達は、下記「1.本資金調達の必要性（3）具体的な資金使途」に詳述する用途を資金使途として、(i)割当予定先である Cantor Fitzgerald Europe との間で本社債発行により 1,711 百万円、並びに本新株予約権の発行及びその行使により 3,015 百万円、(ii)並びに割当予定先である吉野公一郎氏との間で本新株式の発行により 20 百万円の計 4,746 百万円を調達する予定だが、本新株予約権の発行及び行使により調達する 3,015 百万円のうち 1,850 百万円は、本社債の額面金額による償還に充当する予定であり、実質総額 2,896 百万円を目指とする資金調達を行う。本新株予約権の発行及び期待される本新株予約権の行使並びに本新株式の発行により調達する想定調達金額から本資金調達にかかる発行諸費用 20 百万円を差し引いた差引手取概算額は 3,015 百万円であり、本社債の発行価額の総額 1,711 百万円と本社債の総額 1,850 百万円との差額である 139 百万円、及び第 1 回新株予約権付社債の買入消却費用 250 百万円の合計額である 389 百万円を差し引いた差引手取概算額は 2,626 百万円である。本社債は、貴社の株式又は新株予約権その他の潜在株式を増加させないものであり、既存の株主に対する影響はないため、本来的には検討の対象とする必要がないが、本資金調達は、「2.本資金調達の相当性（1）資金調達方法の選択理由①本スキームの概要」に詳述するとおり、本社債及び本新株予約権を同時に発行し、本新株予約権の行使による資金を原資として本社債を償還することを予定しており、実質的には一体の資金調達方法と考えられることから、本社債による資金調達を含む一連の資金調達の必要性及び相当性を検討する。

1. 本資金調達の必要性

(1) 本資金調達を実施する目的及び理由

① 本プレスリリース及び当委員会の質問に対する貴社の担当者からの回答等に基づき、貴社が本資金調達を実施する目的及び理由は大要以下のとおりである。貴社は、創薬事業においてはアンメット・メディカル・ニーズの高い未だ有効な治療方法が確立されていない疾患を中心に、画期的な新薬の開発を目指して研究開発に取り組み、創薬支援事業においては新たなキナーゼ阻害薬創製のための製品・サービスを製薬企業等へ提供し、定常的に収入を獲得している。貴社の創薬研究は、がん及び免疫・炎症疾患を重点領域としており、有望テーマへ研究リソースを重点的に投入し、貴社が培ってきたキナーゼに関する創薬基盤技術などを利用して、低分子化合物にフォーカスし、新規性の高い画期的な医薬品候補化合物の創出を目指している。貴社の研究部門が創製した医薬品候補化合物の知的財産権に基づく開発・商業化の権利を製薬会社等に導出（ライセンスアウト）し、その対価として契約一時金、一定の開発段階を達成した際のマイルストーン・ペイメント収入、新薬の上市後の売上高に応じたロイヤリティ収入を獲得するビジネスモデルである。このビジネスモデルでは、収入に先行して多額の研究開発費が発生するため、導出を実現し、マイルストーン・ペイメント収入、ロイヤリティ収入により研究開発費用への継続的な充当が可能となるまで、適宜、資金を調達する必要がある。

② 現在、貴社は、臨床開発段階にある3つのパイプラインとして、(i)BTK 阻害剤 docirbrutinib (AS-1763)（以下「docirbrutinib (AS-1763)」という。）、(ii)BTK 阻害剤 sofnobrutinib (AS-0871)（以下「sofnobrutinib (AS-0871)」という。）、(iii)CDC7 阻害剤 monzosertib (AS-0141)（以下「monzosertib (AS-0141)」という。）を保有しており、このうち、docirbrutinib (AS-1763) 及び monzosertib (AS-0141)について、自社による臨床試験を実施している。

③ docirbrutinib (AS-1763) は、慢性リンパ性白血病（CLL）を含む成熟 B 細胞腫瘍（血液がんの一種）の治療を目的として開発中の経口投与可能な BTK 阻害剤である。現在までの臨床試験の途中結果及び非臨床試験の結果は、高い安全性と幅広い薬剤耐性変異型 BTK に対する効果を示唆しており、既存の BTK 阻害薬に対して不耐（副作用により投与継続が困難な状態）の患者及び薬剤耐性の発生により既存の BTK 阻害薬が効かなくなった患者の新たな治療の選択肢となることが期待される。また、既存の BTK 阻害薬市場は 2024 年時点で約 120 億ドル（約 1.8 兆円、為替レート 150 円換算）に達しており、非常に大きな市場を形成していることから、docirbrutinib (AS-1763) は、3 次治療での早期承認で、ブロックバスター（年間売上 1,000 億円以上の医薬品）となるポテンシャルを十分に有していると考えており、さらに 2 次治療、1 次治療での承認の可能性も有していると貴社は考えている。

④ sofnobrutinib (AS-0871) については、フェーズ 1 試験の結果から、その安全性、忍容性、並びに良好な薬物動態プロファイルと薬力学作用が確認され、フェーズ 2 への移行が支持された。また、sofnobrutinib (AS-0871) の重要な標的疾患の一つとして、慢性突発性蕁麻疹（CSU）が想定されるが、その市場規模は 2023 年で約 22 億ドル（約 3,300 億円、為替レート 150 円換算）とされ、2032 年には約 54 億ドル（約 8,100 億円、為替レート 150 円換算）に達すると予想されており今後も市場の拡大が見込まれる。sofnobrutinib (AS-0871) は、多くの既存の BTK 阻害剤と異なり、催奇形性が認められなかつたため、皮膚疾患治療薬として多くの患者の治療の選択肢となることが期待される。

⑤ monzosertib (AS-0141) については、現在、固形がん、並びに急性骨髄性白血病（acute myeloid leukemia, AML）などの血液がんを対象としたフェーズ 1 試験を実施中である。monzosertib (AS-0141) に関する想定される市場規模は、血液がんに関して、急性骨髄性白血病（AML）治療薬の市場規模が 2023 年には約 38 億ドル（約 5,700 億円、為替レート 150 円換算）と見込まれており、今後も継続的な拡大が予測される。

⑥ ③乃至⑤に記載のとおり、臨床開発段階にある3つのパイプラインが想定している市場規模はいずれも大きく、今後も市場規模の拡大が予想される。特に、docirbrutinib (AS-1763) に関しては、医薬品として承認された場合には、年間 1,000 億円以上の売上を出すポテンシャルを有している。また、docirbrutinib (AS-1763) 及び sofnobrutinib (AS-0871) については、各種試験において良好な結果を入手し

ており、開発・商業化の権利を製薬会社等に導出した対価としての契約一時金及び一定の開発段階を達成した際のマイルストーン・ペイメント収入が期待できるとともに、新薬の上市後の売上高に応じたロイヤリティ収入も高額になることが期待される。

⑦ docirbrutinib (AS-1763) 及び monzosertib (AS-0141) の臨床試験費用を含む創薬事業の研究開発費は、2026年通期で1,870百万円を計画している一方、2025年12月末において保有する現金及び預金は516百万円であり、貴社の財務基盤は、今後臨床試験を継続していく上で不十分な状況である。また、貴社は、2024年及び2025年において、臨床開発費用に必要な資金を隨時調達するという方針に基づき、第三者割当増資及び新株予約権付社債の割当により、小規模な資金調達を複数回実施しているが、docirbrutinib (AS-1763) の臨床試験関連費用を中心に多額の投資が継続しており、2026年においても引き続き docirbrutinib (AS-1763) 及び monzosertib (AS-0141) の開発費用を中心とした創薬研究開発を継続し、⑥に記載の収益を上げるために、継続的かつ安定した追加投資を実施する必要がある。

(2) 具体的な資金使途

本プレスリリース及び当委員会の質問に対する貴社の担当者からの回答等に基づき、本資金調達により貴社が実質的に調達する金額合計 2,896 百万円の具体的な資金使途をまとめると以下のとおりである。なお、本資金調達では、本社債の発行により 1,711 百万円、本新株予約権の発行及び行使により 3,015 百万円、本新株式の発行により 20 百万円の計 4,746 百万円を調達する予定であるが、本新株予約権の発行及び行使により調達する 3,015 百万円のうち 1,850 百万円は、本社債の額面金額による償還の 1,850 百万円に充当する予定であり、貴社が本資金調達により実質的に取得する資金の額（実質総額）は 2,896 百万円を想定している。また、「2.本資金調達の相当性（1）資金調達方法の選択理由①本スキームの概要」に従い行使価額が修正される前の当初の行使価額で全ての本新株予約権が行使されたことを仮定した場合の金額であり、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合は、資金調達の額は増加又は減少する可能性がある。さらに、以下の資金使途は、本社債の発行、本新株予約権の発行及び期待される本新株予約権の行使、並びに本新株式の発行による想定調達総額である 4,746 百万円を前提に、発行諸費用の概算額 20 百万円を加味した差引手取概算額である 4,726 百万円の使途を記載したものである。また、差引手取概算額のうち、本社債及び本新株式の発行による調達する金額 1,731 百万円については、発行日（2026 年 2 月 17 日）に調達が完了する予定である。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定期間 (注1)	左記具体的な使途のうち、 本社債及び本新株式の発行による 調達額の充当する部分	
			本社債	本新株式
① docirbrutinib (AS-1763) 及び monzosertib (AS-0141) の臨床開発費用	1,335	2026年2月 ～2027年4月	825	10
② 開発化合物の創製・研究費用等 docirbrutinib (AS-1763) 及び monzosertib (AS-0141) の非臨床研究費用を含む	762	2026年2月 ～2027年4月	386	10
③ 運転資金	529	2026年2月 ～2027年4月	250	—
④ 本社債の償還及び 第1回新株予約権付社債の買入消却	2,100	2026年2月 ～2028年2月	250 第1回新株予約権付社債の 買入消却	—
合計	4,726		1,731	

(注) 1. 「支出予定期間」は、支出が当該期間内に実施されることを示しており、2026年2月より支出を開始するが、臨床試験及び治験薬製造の進捗状況等及び本新株予約権の行使の進捗状況により、支出完了の時期は前後する。

各資金使途の詳細は以下のとおりである。

① docirbrutinib (AS-1763) 及び monzosertib (AS-0141) の臨床開発費用

(i) docirbrutinib (AS-1763) については、フェーズ1b試験（患者対象、米国）の試験実施費用及び治験薬の製造等に係る関連費用、(ii) monzosertib (AS-0141) の臨床開発費用については、フェーズ1試験（患者対象、日本）及びフェーズ1b試験（患者対象、米国）の試験実施費用、並びに治験薬の製造等に係る関連費用として充当することを予定している。また、(iii) 臨床開発部門の人事費等としても充当する想定である。

② 開発化合物の創製・研究費用等

継続的なパイプライン創出に向けた開発化合物の創製費用及び docirbrutinib (AS-1763) 並びに monzosertib (AS-0141) の臨床開発をサポートするための非臨床研究の実施費用に充当する。具体的には、社内で実施する化学合成、薬理研究、薬物動態試験等に係る人件費、細胞株等の生物材料・試薬・消耗品の購入費用等に加え、新規誘導体の合成委託費、前臨床試験費用等に支出する予定である。また、貴社は大学、研究機関等のアカデミアとの共同研究を通じて、新規治療標的の探索や新たな評価系の構築等を進めており、その共同研究費用のための支出にも充当する予定である。さらに、治験薬の維持管理を主な内容とする sofnobrutinib (AS-0871) に関する費用にも充当する予定である。

③ 運転資金

貴社は、docirbrutinib (AS-1763) 及び monzosertib (AS-0141) の臨床試験を実施しており、臨床試験関連費用を中心に多額の先行投資を必要としていることから、大型のライセンス契約の締結等による多額の導出一時金等を獲得するまで、営業損失の計上が継続する見込みである。その結果、運転資金が不足する可能性があるが、臨床開発を着実に推進するためには、全社的な体制を安定的に維持することが不可欠といえる。このため、今回調達する資金の一部を、上場維持費用、知的財産管理費用、情報システム構築・維持管理費用、間接部門人件費等を含む全社及び創薬事業に係る一般管理費用に充当予定である。

(3) 検討

「1.本資金調達の必要性（2）本資金調達を実施する目的及び理由」記載の貴社の財務状況及び「1.本資金調達の必要性（3）具体的な資金使途」記載の資金使途によれば、これらの資金使途による事業戦略を通じて、事業基盤の強化を図り、将来の収益力を強化して安定した財務基盤を確保することは、貴社の中長期の事業成長並びに企業価値の維持及び向上を実現するためのものと認められ、貴社株主の利益に資するといえ、本資金調達に合理的な必要性が認められる。

2. 本資金調達の相当性

(1) 資金調達方法の選択理由

本件の資金調達手法の選択理由・意義をまとめると以下のとおりである。

① 本スキームの概要

本資金調達のうち、本社債及び本新株予約権による資金調達のスキーム（以下「本スキーム」という。）による資金調達方法は、割当予定先に対して、本新株予約権及び本社債を同時に発行するところ、本社債を発行することで、本新株予約権の行使を待たずに貴社が即時に一定の資金を調達し、その後の本新株予約権の行使による払込代金により、追加的に資本性の資金を調達する仕組みである。本スキームにおける本社債の発行は本新株予約権の発行との組み合わせで機能するものであり、本社債の償還には、原則として割当予定先による本新株予約権の行使代金が充当され、割当予定先は、本新株予約権の行使代金の累計額が各本社債の額面金額（4,625万円）の整数倍に達する毎に繰上償還請求を行う権利を有し、貴社がそれに応じた償還を行うことが予定されている。

② 本スキームの特徴

本プレスリリース及び当委員会の質問に対する貴社の担当者からの回答等に基づきまとめられる本スキームの特徴及び本件の資金調達手法と他の資金調達手段との比較は以下のとおりである。

〈本スキームのメリット〉

(a) 当初における一定の資金の調達

本社債の発行により、本社債の発行時に一定の資金を調達することが可能となる。

(b) 対象株式数の固定

修正条項付転換社債型新株予約権付社債を発行した場合、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないが、本資金調達においては、修正条項付転換社債型新株予約権付社債は発行せず、株式への転換による希薄化が生じない本社債を発行する。本新株予約権の対象株式数は、発行当初から発行要項に示される 7,698,300 株で固

定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはない。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、本新株予約権の発行要項にしたがって調整されることがある。

(c) 取得条項

本新株予約権は、貴社取締役会の決議に基づき、本社債が全て償還された日以降、1か月前までに本新株予約権者に通知することによって残存する本新株予約権の全部又は一部を本新株予約権の発行価額相当額で取得することができる設計である。これにより、将来的に貴社の資金ニーズが後退した場合や資本政策方針が変更になった場合等、本新株予約権を取得することにより、希薄化を防止できるほか、資本政策の柔軟性が確保可能である。

(d) 行使停止条項

本新株予約権買取契約において、行使停止条項が定められる予定である。貴社は、本社債が全て償還された日以降、1週間前までに本新株予約権者に通知することによって、貴社の裁量により、本新株予約権の行使を停止し、その後、貴社の裁量により、停止を解除し行使の再開を許可することが可能であるため、株式発行による需給悪化懸念に一定の配慮をした設計となっている。なお、本新株予約権の行使を停止すること及びその後停止を解除し行使の再開を許可することを決定した場合は適時適切に開示する予定である。

(e) 譲渡制限

本新株予約権買取契約において、譲渡制限が定められる予定である。本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当の方法により発行されるものであり、かつ本新株予約権買取契約において譲渡制限が付される予定であり、事前に貴社の書面による承諾を得ない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されない。

(f) 株価上昇時の資金調達額増加の可能性

本新株予約権は、株価に連動して行使価額が修正され、また、行使価額の上限が設定されていないため、株価上昇時には貴社の資金調達額が増加する可能性がある。

(g) 割当予定先による市場売却の制限

本新株予約権買取契約において、割当予定先は、割当予定先又はその関係会社が、その投資に係る意思決定機関が日本国外にある機関投資家（以下「海外機関投資家」という。）であると合理的に認識している海外機関投資家に対して、本新株予約権の行使により取得した貴社株式を市場外で売却していく意向である旨を表明する予定であり、割当予定先が貴社株式を証券取引所市場内で売却するには、貴社が契約違反の状態にある場合等一定の例外的な場合を除き、貴社の事前の承諾が必要となる。

(h) 本新株予約権の行使による負債負担の軽減

本社債の発行は本新株予約権の発行との組み合わせで機能するものであり、割当予定先は、本新株予約権の行使代金の累計額が各本社債の額面金額（4,625万円）の整数倍に達する毎に繰上償還請求を行う権利を有し、割当予定先から繰上償還請求がなされた場合に、貴社はそれに応じて償還を行う予定である。本新株予約権が行使された場合、本社債の繰上償還によって本社債の償還が行われるため、本社債発行によって増加した負債は減少する。

〈本スキームのデメリット〉

(a) 本新株予約権の行使により希薄化が生じる可能性

本新株予約権の対象株式数は発行当初から発行要項に示される 7,698,300 株で一定であり、最大増加株式数は固定されているものの、本新株予約権が行使された場合には、発行済株式総数が増加するため議決権行使に係る希薄化が生じる。

(b) 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という貴社と割当予定先のみの契約であるため、不特定多数の新規投資家から資金調達を募るという点において限界がある。

(c) 株価低迷時に資金調達が当初想定額を大きく下回る可能性

株価が長期的に行使価額の下限を下回る場合等では、本新株予約権の行使はされず、資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性がある。また、株価が当初行使価額を下回る状況では、仮に行使がなされたとしても、資金調達額が当初想定額を下回る可能性がある。

(d) 本社債の償還に係る資金調達の必要性

本社債については、本新株予約権の行使が進まない場合でも償還期日までに償還を行う必要があり、その場合当該償還に係る資金が必要となる。

<他の資金調達方法との比較>

(a) 公募増資

公募増資では、一時に資金を調達できる反面、同時に将来の1株当たりの利益の希薄化も一時に発生するため、株価への影響が大きくなるおそれがある。また、一般投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうか明らかではなく、今回の資金調達方法として適当ではない。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では希薄化の懸念は払拭されるものの、調達額が割当先である既存株主の参加率に左右され、貴社の資金需要の額に応じた資金調達が確実ではないため、今回の資金調達方法として適当ではない。

(c) 新株予約権無償割当による増資（ライツ・イシュー）

いわゆるライツ・イシューには、発行会社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、発行会社がそのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがあるが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達方法ではない可能性がある。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューは、貴社は最近2年間において経常赤字を計上しており、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める有価証券上場規程第304条第1項第3号aに規定される上場基準を満たさないため、実施することができない。

(d) 第三者割当による新株式発行

第三者割当による新株式発行は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、必要資金の全額を新株式の発行で調達することは、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられる。また、現時点では、必要資金の全額を新株式の発行で調達することが可能となる、適当な割当先が存在しない。

(e) 金融機関からの借入れ

創薬事業は成功の保証がなく、収益の見通しも不確実であるため、融資判断が困難である。さらに、そのリスクに見合う物的担保が不足しており、また、現在の財務状況を踏まえると、金額の多寡にかかわらず、今回の調達金額の融資を受け可能な金融機関を見つけることは困難であり、貴社は、金融機関からの借入れを資金調達の選択肢とすることはできない。また、仮に実現したとしても、金利の負担が生じることや調達資金額が全額負債となることに鑑みると、財務の健全性維持の観点から、今回の資金調達方法として適当ではない。

(f) 修正条項付転換社債型新株予約権付社債

転換社債型新株予約権付社債は一時に資金を調達できる反面、発行後に転換が進まない場合には、貴社の負債額を全体として増加させることとなり、今回の資金調達方法として適当ではない。また、仮に転換を促進するため修正条項を付したとしても、修正条項付転換社債型新株予約権付社債は相対的に転換の速度が速い傾向にあるものの、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転

換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が懸念され、今回の資金調達方法として適当ではない。

(g) 第三者割当による行使価額固定型新株予約権の発行

行使価額固定型新株予約権については、株価が行使価額を下回っている場合は原則行使が行われず、資金調達が実現しないリスクがある。そのため、現在の財務状況を勘案すると、今回の資金調達方法として適当でない。また、社債と同時に行使価額固定型新株予約権を発行した場合、市場環境によって株価が下落した際には社債の償還原資の調達目途が付かなくなり、財務健全性が著しく損なわれる。したがって、今回の資金調達方法として適当でない。

③ 吉野公一郎氏に対する新株式発行

貴社代表取締役として貴社の状況を十分に把握している吉野公一郎氏が新株式引受により出資を行うことは、投資家に対し、貴社代表取締役による貴社の中長期の事業成長に対する強いコミットメントを示し、株式市場の貴社に対する信頼を強化すると考えられ、貴社の今後の株主価値向上に資するため、資金調達方法としても適切といえる。

以上より、本スキームは(i)本社債の発行により、本新株予約権の行使を待たずして資金の一部が即座に調達可能となること、(ii)本新株予約権行使により資本性資金が調達可能となること、(iii)本新株予約権の行使が進めば、追加の資金調達が可能となること、(iv)将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはないこと等の特徴を有している。また、貴社が割当予定先に対して本社債及び本新株予約権を発行することにより、本社債及び本新株予約権の発行時において即時に、予定する金額の一部を確実に調達することが可能となる。なお、本新株予約権が行使されることにより、資本性資金が調達されるとともに、当該行使による金額を本社債の償還に充当することで、負債が減少する。さらに、本新株予約権の行使が進めば、追加の資本性資金調達が可能となり、社債償還以外の資金用途に使用することが期待できる。また、吉野公一郎氏が本新株式を引き受けることで、株式市場からの信頼も強化し、株主価値向上にも資する。このような特徴に鑑みると、本資金調達は、上記の他の資金調達方法よりも貴社の希望する資金調達を達成し得る望ましいものであり、既存株主の利益にもかなうものと貴社は判断している。

以上の貴社の説明について、特に不合理な点は認められない。

(2) 発行条件等の相当性

① 本新株予約権及び本新株式の払込金額及び行使金額の算定根拠、並びに発行条件の合理性

貴社は、本新株予約権の発行要項及び本新株予約権引受契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を、公正性を期すために貴社及び割当予定先から独立した第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計（住所：東京都千代田区紀尾井町4番1号、代表者：山本顧三）（以下「赤坂国際会計」という。）に依頼し、2026年1月29日付で、本評価報告書を取得している。赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項及び本新株予約権引受契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日（2026年1月28日）の市場環境を考慮し、貴社の株価（発行決議日直前取引日の東証終値）、ボラティリティ（56.0%）、予定配当額（0円/株）、無リスク利子率（1.2%）等について一定の前提を置き、かつ、割当予定先の権利行使行動について一定の前提を仮定した上で、株式市場での売買出来高（流動性）を反映して、本新株予約権の評価を実施した。

貴社は、当該評価機関が上記前提条件を基に算定した評価額（新株予約権1個当たり195円）を参考に、割当予定先との間での協議を経て、当該評価額と同額の本新株予約権の1個の払込金額を195円に決定した。また、割当予定先と協議の上、本新株予約権の行使蓋然性を確保するため、本新株予約権の当初行使価額は発行決議日の直前取引日の終値の90%に相当する金額である389.7円に設定されており、その後の

行使価額も、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の貴社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額に修正されるものの、その価額は本新株予約権の下限行使価額である216.5円を下回ることはない。

当該金額について、貴社は、下限行使価額は、発行決議日直前取引日の貴社普通株式の終値の50%に相当する金額で設定されており、最近6か月間の貴社株価の水準（273円（2025年7月29日～2026年1月28日の終値の単純平均値））や発行決議日直前取引日の東証終値（433円）と比べても過度に低い水準ではないと判断した。また、本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、赤坂国際会計が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考え、当該評価額と同額で決定されている本新株予約権の払込価額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額だと判断した。

また、吉野公一郎氏を割当予定先とする本新株式の割当てに係る払込金額については、同氏が貴社代表取締役であることから、一般株主の利益に配慮しディスカウントを行わず、発行決議日の直前取引日である2026年1月28日東証終値と同額の433円としている。かかる払込金額は、払込金額を原則として取締役会決議の直前日の価額に0.9を乗じた額以上の価額であることとしつつ、直前日までの価額又は売買高の状況等を勘案し、当該決議の日から払込金額を決定するために適当な期間（最長6か月）をさかのぼった日から当該決議の直前日までの間の平均の価額に0.9を乗じた額以上の価額とすることができるものとする日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しており、特に有利な金額に該当しないものと判断している。

以上の貴社の説明及び本評価報告書の内容について、特に不合理な点は認められず、また、赤坂国際会計による本新株予約権の価格算定方法は金融工学により一般的に認められた合理的な方法であること、本新株予約権付社債の評価額に影響を及ぼす可能性のある主要な事実、並びに前提条件をその評価の基礎とし、その算定方法並びにプロセス等に関して不合理な点は見当たらないこと、本新株予約権の払込価額は当該新株予約権の公正な価値を上回っていることから、本新株予約権の発行条件には合理性が認められ、相当であると考えられる。

② 希薄化についての評価

本新株予約権が全て行使されたと仮定した場合に交付される株式数は7,698,300株であり、同株式に係る議決権の数は76,983個であるため、全ての本新株予約権が行使された場合には、2025年12月31日現在の貴社の発行済株式総数19,150,500株に対する比率は40.20%、2025年12月31日現在の貴社の議決権総数191,291個に対する比率は40.24%に相当する。また、本新株式の発行により交付される株式数は46,200株であり、同株式に係る議決権の数は462個であるため、2025年12月31日現在の貴社の発行済株式総数19,150,500株に対する比率は0.24%、2025年12月31日現在の貴社の議決権総数191,291個に対する比率は0.24%に相当する。したがって、本新株予約権及び本新株式を合わせると、2025年12月31日現在の貴社の発行済株式総数19,150,500株に対する比率は40.44%、2025年12月31日現在の貴社の議決権総数191,291個に対する比率は40.49%に相当する。また、本新株予約権の発行に係る有価証券届出書の提出日である2026年1月29日から6か月以内である2025年9月29日に発行した第2回新株予約権付社債の行使により、交付される株式数は1,256,913株、同株式に係る議決権の数は12,569個であり、2025年11月27日に発行した第3回新株予約権付社債が全て行使された場合に交付される株式数は1,335,470株、同株式に係る議決権の数は13,354個である。本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数及び議決権数並びに本新株式の発行により交付される株式数及び議決権数にこれらを合算した場合、第2回新株予約権付社債の発行に係る有価証券届出書の効力発生日である2025年9月28日現在の貴社の発行済株式総数19,150,500株に対する比率は53.98%、2025年9月28日現在の貴社の議決権総数191,310個に対する比率は

54.03%に相当する。したがって、割当議決権数が総株主の議決権数の 25%以上となることから、本新株予約権の割当は大規模な第三者割当に該当する。

しかし、貴社は、創薬研究開発に継続的・安定的に資金充当するため財務基盤の強化を図る必要があること等に鑑みれば、本件規模の第三者割当を実施することが必要かつ適切であり、今回の第三者割当による本新株予約権の発行は今後の貴社の企業価値及び株式価値の向上を図るために必要不可欠な規模及び数量であると判断している。なお、将来何らかの事由により資金調達の必要性が薄れた場合、又は本資金調達による調達方法よりも有利な資金調達方法が利用可能となった場合には、本社債が全額償還されることを条件として、貴社の判断により、残存する本新株予約権を取得できる条項を付すことで、必要以上の希薄化が進行しないように配慮している。

また、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数 7,698,300 株及び本新株式の発行に係る株式数 46,200 株を合算した 7,744,500 株に対し、東証における貴社普通株式の過去 6 ヶ月における 1 日当たり平均出来高は 450,028 株であり、一定の流動性を有していることから、貴社は、本資金調達が市場に過度の影響を与える規模ではなく、上記の希薄化の規模も合理的であると判断した。

以上の貴社の説明について、特に不合理な点は認められない。

本資金調達の実施による希薄化が大規模となることは否めないが、貴社において高度の資金調達の必要性が存在し、本資金調達は、貴社の事業基盤を強化・拡大させ、貴社の企業価値を向上させることから、中長期的に判断すれば、貴社の既存株主の利益に貢献するものと考える。また、「2.本資金調達の相当性

(1) 資金調達方法の選択理由②本スキームの特徴」に記載のとおり、貴社は金融機関からの融資又は社債による資金調達は難しい状況である。したがって、本資金調達は、貴社の資金ニーズに対応するために現在取り得る唯一の実効的な施策であり、その実行に許容性があるものといえる。以上の事情を考慮すると、結論として本資金調達の発行条件の相当性が認められると考える。

(3) 割当予定先の相当性

① 「1. 本資金調達の必要性 (2) 本資金調達を実施する目的及び理由」に記載のとおり、貴社のビジネスモデル上、収入に先行して多額の研究開発費が発生し、また、貴社の企業価値向上には臨床開発段階のパイプラインの臨床試験を着実に進めることが最も重要と考えられるため、臨床開発関連費用に充当する資金及び資本調達方法について引き続き検討を行ってきた。そのような中で、貴社は、2025 年 12 月上旬頃に、過去複数回にわたり貴社の資金及び資本調達のアレンジを行った実績を有するキャンターフィッツジェラルド証券から、キャンターフィッツジェラルド証券が斡旋を行った Cantor Fitzgerald Europe を割当予定先とする本新株予約権付社債発行による本スキームに関する具体的な提案がなされた。

② 本新株予約権の割当予定先である Cantor Fitzgerald Europe 及びキャンターフィッツジェラルド証券の属する Cantor Fitzgerald グループは、世界 30 カ国に約 200 の拠点を有する金融サービスグループであり、バイオヘルスケア分野の高い専門性及び 7,000 社を超える広範な機関投資家網を有している。また、貴社は、キャンターフィッツジェラルド証券を通じた割当予定先との協議の過程で設計されたスキームや諸条件等が、貴社の幅広いニーズを満たすものであると判断したことから、最終的に割当予定先を選定するに至った。

③ 貴社は、キャンターフィッツジェラルド証券を通じて、割当予定先の 2024 年 12 月 31 日を基準日とする Ernst & Young LLP による監査済財務書類を受領し、2024 年 12 月 31 日現在における同社の現預金及びその他の流動資産等の財産の状況を確認し、かつ、本日現在においても、割当予定先が本新株予約権付社債及び本新株予約権付社債の払込みに足りる十分な財産を保有している旨の口頭での報告をキャンターフィッツジェラルド証券から受け、割当予定先が本新株予約権付社債及び本新株予約権の払込み並びに本新株予約権の行使に要する財産を確保しているものと判断した。

④ また①に記載のとおり、キャンターフィッツジェラルド証券は過去複数回にわたり類似の資金調達方法により貴社の資金及び資本調達のアレンジを行った実績を有することから、割当予定先及びその所属する Cantor Fitzgerald グループは、本資金調達と同種の取引に関して十分な知見及び経験を有していることが期待できるため、割当予定先として選定した。

⑤ また、貴社は、本スキームを具体的に検討する中で、貴社代表取締役として貴社の状況を十分に把握している吉野公一郎氏が時価による新株引受により出資を行うことが、投資家に対し、貴社代表取締役による貴社の中長期の事業成長に対する強いコミットメントを示し、株式市場の貴社に対する信頼を強化すると考えられることから、貴社の今後の株主価値向上に資すると判断した。その旨を吉野公一郎氏に打診したところ、吉野公一郎氏から第三者割当を引き受けたいとの回答を受けた。本新株式の割当予定先である吉野公一郎氏については、長期的に保有する方針であることを、発行決議日に貴社取締役経営管理本部長が口頭で確認している。なお、吉野公一郎氏から、吉野公一郎氏が払込期日から2年以内に本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を貴社に対して書面により報告すること、貴社が当該報告内容を東証に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定である。なお、吉野公一郎氏が本新株式を譲渡する場合には、金融商品取引法に基づくインサイダー取引規制及び貴社内部者取引防止規程その他の社内規程を遵守とともに、譲渡に先立ち、貴社所定の手続きに従い、未公表の重要事実の有無について確認を行った上で、売買管理責任者の事前承認を取得する必要がある。また、貴社は、吉野公一郎氏について、本新株式の発行に係る払込みに必要となる資金合計20百万円に関し、2025年12月31日付の同氏名義の証券口座の取引残高証明書の写しを受領しており、当該上場有価証券の流動性を鑑み、十分な資金が確保される見込みであることを確認している。また、当該上場有価証券取得資金の出所について全額自己資金である旨を貴社取締役経営管理本部長が口頭で確認済みである。なお、本有価証券届出書提出時点では、現金としての払込金が別段確保されておらず、仮に何らかの理由で当該上場有価証券の現金化ができない場合、払込みが行われないリスクがある。資金確保の方針としては、同氏保有の上場有価証券を担保とした借入れ及び同氏が所有している未上場会社の株式売却による調達も検討していることを確認している。上記を踏まえ、吉野公一郎氏を本新株式の割当予定先とすることを決定した。

上記貴社の割当予定先選定に関する説明に特に不自然な点は見当たらない。

(4) 検討

以上の資金調達方法の選択理由、他の資金調達手段との比較、発行条件等の相当性及び割当予定先の相当性を総合的に考慮した結果、本資金調達の相当性が認められる。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

(単位：千円)

	2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期
売上高	1,386,748	1,625,889	636,235
営業利益又は 営業損失（△）	△1,269,888	△1,116,978	△2,076,104
経常利益又は 経常損失（△）	△1,278,820	△1,126,283	△2,080,739
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する 当期純損失（△）（円）	△1,349,539	△1,152,895	△2,178,576
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）（円）	△99.10	△68.62	△121.64
1株当たり配当金（円）	—	—	—
1株当たり純資産額（円）	255.04	226.16	129.62

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2025年12月31日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	19,150,500株	100%
現時点の転換価額における潜在株式数	3,383,772株	17.67%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2023年12月期	2024年12月期	2025年12月期
始値	521円	512円	300円
高値	1,060円	543円	488円
安値	447円	263円	200円
終値	522円	300円	356円

② 最近6か月間の状況

	2025年8月	9月	10月	11月	12月	2026年1月
始値	306	220	215	211	230	369
高値	314	232	220	229	488	512
安値	216	214	203	200	221	369
終値	219	216	211	228	356	433

(注) 2026年1月の株価については、2026年1月28日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2026年1月28日
始値	427
高値	439
安値	418
終値	433

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・ 第3回新株予約権付社債の発行

割 当 日	2025年11月27日
調達資金の額	210,000,000円
転換価額	187.2円
募集時における発行済株式数	普通株式 19,150,500 株
割当先	Cantor Fitzgerald Europe
当該募集による潜在株式数	1,335,470 株
現時点における転換状況	転換済新株予約権数：0 個
現時点における未償還金額	250,000,000 円
発行時における当初の資金使途	臨床開発段階のパイプラインの開発費用 210 百万円
発行時における支出予定期	2025年8月～2026年3月
現時点における充当状況	臨床開発段階のパイプラインの開発費用 106 百万円

(注) 調達資金の額は、本新株予約権付社債の払込金額の総額(225,000,000円)から、発行諸費用の概算額(15,000,000円)を差し引いた金額です。

・ 第2回新株予約権付社債の発行

割 当 日	2025年9月29日
調達資金の額	210,000,000円
転換価額	198.9円
募集時における発行済株式数	普通株式 19,115,500 株
割当先	Cantor Fitzgerald Europe
当該募集による潜在株式数	1,256,913 株
現時点における転換状況	転換済新株予約権数：0 個
現時点における未償還金額	250,000,000 円
発行時における当初の資金使途	臨床開発段階のパイプラインの開発費用 210 百万円
発行時における支出予定期	2025年8月～2026年3月
現時点における充当状況	臨床開発段階のパイプラインの開発費用 210 百万円

(注) 調達資金の額は、本新株予約権付社債の払込金額の総額(225,000,000円)から、発行諸費用の概算額(15,000,000円)を差し引いた金額です。

・ 第1回新株予約権付社債の発行

割 当 日	2025年7月28日
調達資金の額	210,000,000円
転換価額	315.9円
募集時における 発行済株式数	普通株式 19,115,500 株
割当先	Cantor Fitzgerald Europe
当該募集による 潜在株式数	791,389 株
現時点における 転換状況	転換済新株予約権数：0 個
現時点における 未償還金額	250,000,000 円
発行時における 当初の資金使途	臨床開発段階のパイプラインの開発費用 210 百万円
発行時における 支出予定期	2025年8月～2026年3月
現時点における 充当状況	臨床開発段階のパイプラインの開発費用 210 百万円

(注) 調達資金の額は、本新株予約権付社債の払込金額の総額(225,000,000 円)から、発行諸費用の概算額(15,000,000 円)を差し引いた金額です。

・ 新株式（第三者割当）の発行

割 当 日	2024年10月11日
発行新株式数	1,050,600 株
発行価額	1 株につき 360.0 円 (総額 378,216,000 円)
調達資金の額	354,216,000円
募集時における 発行済株式数	普通株式 18,056,900 株
割当先	Athos Asia Event Driven Master Fund
発行時における 当初の資金使途	臨床試験段階のパイプラインの開発費用 354 百万円
発行時における 支出予定期	2024年10月～2025年3月
現時点における 充当状況	臨床試験段階のパイプラインの開発費用 354 百万円

(注) 調達資金の額は、発行新株式の払込金額の総額(378,216,000 円)から、発行諸費用の概算額(24,000,000 円)を差し引いた金額です。

・ 新株式（第三者割当）の発行

割 当 日	2024年5月31日
発 行 新 株 式 数	900,000株
発 行 価 額	1株につき402.3円（総額362,070,000円）
調 達 資 金 の 額	338,570,000円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	普通株式17,151,900株
割 当 先	Athos Asia Event Driven Master Fund
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	臨床試験段階のパイプラインの開発費用 338百万円
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	2024年6月～2024年12月
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	臨床試験段階のパイプラインの開発費用 338百万円

（注）調達資金の額は、発行新株式の払込金額の総額（362,070,000円）から、発行諸費用の概算額（23,500,000円）を差し引いた金額です。

以上

本新株式発行の発行概要

1. 募集株式の種類及び数

普通株式 46,200 株

2. 募集株式の払込金額

1 株につき 433 円とする。

3. 払込金額の総額

20,004,600 円

4. 申込期日

2026 年 2 月 17 日

5. 払込期日

2026 年 2 月 17 日

6. 増加する資本金及び資本準備金の額

資本金 10,002,300 円

資本準備金 10,002,300 円

7. 募集の方法

第三者割当の方法により、以下の者に次のとおり割り当てる。

吉野公一郎氏 46,200 株

8. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 神戸営業部

9. その他

(1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(2) その他本新株式の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

カルナバイオサイエンス株式会社
docirbrutinib (AS-1763) 開発促進新株予約権（行使価額修正条項付）
発行要項

本発行要項は、カルナバイオサイエンス株式会社（以下「当社」という。）が2026年1月29日開催の取締役会の決議に基づいて2026年2月17日に発行するカルナバイオサイエンス株式会社 docirbrutinib (AS-1763) 開発促進新株予約権（行使価額修正条項付）（以下「本新株予約権」という。）にこれを適用する。

1. 本新株予約権の総数

76,983個

2. 本新株予約権の払込金額の総額

金15,011,685円

3. 本新株予約権の申込期日

2026年2月17日

4. 本新株予約権の割当日及び払込期日

2026年2月17日（以下「払込期日」という。）

5. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は7,698,300株とする（本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数（以下「交付株式数」という。）は100株とする。）。

但し、第6項により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。

6. 本新株予約権の目的である株式の数の調整

- (1) 当社が第11項の規定に従って行使価額（第9項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}} = \text{調整後交付株式数}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

- (2) 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号及び第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (3) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、その旨及びその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用日その他必要な事項をその適用日の前日までに本新株予約権に係る新株

予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に書面により通知する。但し、第11項第(2)号⑥に定める場合、その他適用日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用日以降速やかにこれを行う。

7. 各本新株予約権の払込金額

金195円（本新株予約権の目的である株式1株当たり1.95円）

8. 新株予約権証券の不発行

本新株予約権については、新株予約権証券を発行しないものとする。

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本新株予約権1個につき、行使価額（但し、第10項又は第11項によって修正又は調整された場合は、修正後又は調整後の行使価額とする。）に交付株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初389.7円とする。

10. 行使価額の修正

2026年2月19日（同日を含む。）以後、第16項(1)号に定める本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日（以下「修正日」という。）の属する週の前週の最終取引日（以下「修正基準日」という。）の東京証券取引所（以下「東証」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正基準日価額」という。）が、当該修正基準日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正基準日価額に修正される（修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。）。但し、かかる算出の結果、修正後の行使価額が216.5円（以下「下限行使価額」という。）を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。なお、下限行使価額は、第11項の規定を準用して調整される。なお、「取引日」とは、東証において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。但し、東証において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は本項の適用との関係においては「取引日」にあたらないものとする。なお、2026年2月18日に本新株予約権の行使請求の通知が行われた場合は、行使価額は当初行使価額である389.7円とする。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。

$$\begin{array}{lcl} & \text{新発行・} & \text{1株当たりの} \\ & \times & \\ & \text{既発行} & \text{処分株式数} & \text{払込金額} \\ + & \hline & \text{株式数} & \text{時} & \text{価} \\ \text{調整後} = \text{調整前} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}{\text{既発行株式数}} & \hline & & & \end{array}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に、インセンティブとして、新株予約権、株式又はその他の証券若しくは権利を割り当てる場合を除く。

- ① 本項第(3)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合
(但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社の取締役及び従業員に対し当社普通株式を新たに発行し、若しくは当社の保有する当社普通株式を処分する場合、当社の発行した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の請求若しくは行使により交付する場合又は会社分割、株式交換、株式交付若しくは合併により交付する場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、又は株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日若しくは株主確定日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

- ② 当社普通株式の分割又は当社普通株式の無償割当て（以下「株式分割等」という。）を行う場合

調整後の行使価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日又は株主確定日（基準日又は株主確定日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利（但し、当社取締役会の決議に基づく当社の取締役及び従業員に対するストックオプションとしての新株予約権を発行する場合を除く。）を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

但し、本③に定める取得請求権付株式等が当社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、当社が公表のうえ本新株予約権者に通知したときは、調整後の行使価額は、当該取得請求権付株式等について、当該取得請求権付株式等の要項上、当社普通株式の交付と引換えにする取得の請求若しくは取得条項に基づく取得若しくは当該取得請求権付株式等の行使が可能となった日（以下「転換・行使開始日」という。）の翌日以降、転換・行使開始日において取得の請求、取得条項による取得又は

当該取得請求権付株式等の行使により当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出してこれを適用する。

- ④ 取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得条項付株式等」という。）に関して当該調整前に本号③又は⑤による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の本項第(3)号⑥に定める完全希薄化後普通株式数が、(i)上記交付の直前の本項第(3)号③に定める既発行株式数を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、(ii)上記交付の直前の本項第(3)号③に定める既発行株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとする。

- ⑤ 取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（以下、本⑤において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本号又は本項第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日（以下「取得価額等修正日」という。）における本項第(3)号②に定める時価を下回る価額になる場合

(i)当該取得請求権付株式等に関し、本号③による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

(ii)当該取得請求権付株式等に関し、本号③又は上記(i)による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(3)号⑥に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の本項第(3)号③に定める既発行株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する普通株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。なお、1ヶ月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

- ⑥ 本号①乃至③の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日又は株主確定日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日又は株主確定日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

調整前行使価額により

$$(調整前行使価額 - 調整後行使価額) \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整後行使価額}}{\text{調整前行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- ⑦ 本号①乃至⑤に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号①乃至⑥の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。
- (3) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑥の場合は基準日又は株主確定日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（当該30取引日のうち終値のない日数を除く。）とする。
- この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が定められている場合にはその日、また、それ以外の場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とし、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。
- ④ 当社普通株式の分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「新発行・処分株式数」は、基準日又は株主確定日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- ⑤ 本項第(2)号において「対価」とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本項第(2)号③における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額をえた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産（当社普通株式を除く。）の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株当たりの払込金額とする。
- ⑥ 本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とし、(i)（本項第(2)号④においては）当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（但し、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また(ii)（本項第(2)号⑤においては）当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない

当社普通株式の株式数（但し、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関する「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び取得価額等修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。

- (7) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) 本項第(2)号に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割又は当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とする場合。
② 当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とする場合。
③ その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とする場合。
④ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。
- (5) 本項の他の規定にかかわらず、本項に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、本項に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。
- (6) 本項の規定により行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、その旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用日その他必要な事項をその適用日の前日までに本新株予約権者に書面により通知する。但し、適用日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

2026年2月18日から2028年2月17日までの期間（以下「行使期間」という。）とする。

13. 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

14. 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件

- (1) 当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社代表取締役が定める取得日の1ヶ月以上前までに書面による通知を行った上で、当該取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。なお、当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (2) 当社は、組織再編行為（以下に定義する。）が当社株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認された場合は、当該組織再編行為の効力発生日以前に、会社法第273条の規定に従って通知を行った上で、当社代表取締役が定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した新株予約権を消却するものとする。
- 「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契

約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。

「子会社」とは、当該時点において、発行体の議決権（疑義を避けるため、無限責任組合員の持分を含む。）の50%以上、又は、発行済の持分の50%以上を発行体が直接又は間接的に保有する他の個人、パートナーシップ、法人、有限責任会社、団体、信託、非法人組織、事業体をいう。

- (3) 当社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社普通株式が東証においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。）、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合は、当社は、実務上可能な限り速やかに会社法第273条の規定に従って通知を行った上で、当社代表取締役が定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した新株予約権を消却するものとする。
- (4) 当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主（会社法第179条第1項に定義される。）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合は、当社は、実務上可能な限り速やかに会社法第273条の規定に従って通知を行った上で、当社代表取締役が定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した新株予約権を消却するものとする。
- (5) 当社は、当社普通株式について、上場廃止事由等（以下に定義する。）が生じた場合、又は東証による監理銘柄への指定がなされた場合は、上場廃止事由等が生じた日又は当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定された日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
「上場廃止事由等」とは、当社又はその関連会社又は子会社に、東証有価証券上場規程第601条第1項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社がその事業年度の末日現在における連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して6か月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合をいう。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする場合、第12項に定める行使期間中に第17項に定める行使請求受付場所に対して行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第18項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、第17項に定める行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全

部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生するものとする。

17. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

18. 本新株予約権の払込金額の払込み及び本新株予約権の行使に関する払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 神戸営業部

19. 会社法その他の法律の改正に伴う取扱い

当社は、払込期日後、会社法の改正に従い、本新株予約権に関する全ての規定を会社法に整合させるために必要かつ不可欠な場合に限り、本要項の修正をすることができる。

以上